

## 第3章

# 安全管理

## 1. 学校における安全管理

学校における安全管理は、事故の原因となる学校環境や児童生徒等の学校生活における行動等の危険を早期に発見し、それらの危険を速やかに除去するとともに、万が一、事件・事故災害が発生した場合に備え、適切な応急手当や安全措置ができるように体制を確立して、児童生徒等の安全確保を図ることである。



## 2. 事故等の未然防止のための安全管理

全ての学校及び教職員は、日頃から組織的に安全管理に取り組む体制を整備するとともに、学校環境や学校生活、通学路等の点検を通して危険な箇所や場面を抽出・分析・管理し、PDCA サイクルの中で、改善を重ねていくことが重要である。

また、学校保健安全法第28条において、施設及び設備に安全を確保する上で支障となる事項が認められた場合、速やかに必要な措置を講ずるよう求めている。

### (1) 学校環境の安全管理

学校環境の安全管理の方法としては、安全点検の実施と改善措置が考えられる。安全点検の対象や内容は多岐にわたり、対象となる学校環境は、常に同じ状態にあるわけではなく、季節や時間の経過、自然災害等により大きく変化するものである。そのため、以下の点に留意し、継続的かつ計画的に安全点検を実施する必要がある。

#### ① 安全点検実施にあたっての留意点

##### ◇ 全教職員の共通理解

対象や種類別の安全点検表及び項目ごとの観点や分担を明らかにした実施要領による共通理解を図る。

##### ◇ 専門家による安全点検

構造や塗装の状況等により、教職員では判断が難しい対象や項目については定期的又は臨時に専門家による点検を依頼する。

##### ◇ 実効性のある点検

担当場所の変更、保護者や児童生徒等の参加、点検・記録方法の評価・改善などの点検方法の工夫を図る。

##### ◇ 事後対応の重要性

危険物の除去、施設及び設備の修繕、危険箇所の明示、立入禁止や使用禁止または使用場所の変更等の適切な措置を講じ、その対応について記録しておく。

## ②点検の種類

種 類	時期等	対 象
日 常 の 安 全 点 検	毎授業日ごと	児童生徒等が学習活動や学校生活で普段から使用している箇所、AED など
定 期 の 安 全 点 検	毎月 1 回以上 ・計画的に、また教職員全員が組織的に実施	児童生徒等が多く使用と思われる校地、運動場、教室、特別教室、廊下昇降口、ベランダ、階段、トイレ、手洗い場、給食室、屋上など
	每学期 1 回以上 ・学校安全委員会等と連携し、計画的、組織的に実施	児童生徒等が使用する施設・設備及び防火・防犯・防災に関する設備など
臨 時 の 安 全 点 検	必要があるとき ・運動会や体育祭、学芸会や文化祭などの行事の前後 ・暴風雨(雪)、地震、近隣での火災などが発生したとき ・危害を受けるおそれのある犯罪(侵入や放火など)等が近隣で発生したとき	必要に応じて点検項目を設定

## ③点検の方法

目 視	ゆがみ、亀裂、摩耗、腐食、異物等の有無の点検
打 音	ハンマー等で叩いて、損傷、はく離、腐食等の点検
振 動	揺り動かす、接合部位や地下部分の緩み、ぐらつき等の固定不良の有無の点検
負 荷	ぶら下がる、押す、引く、ねじる等の力を加え、耐力の状況を確認
作 動	回転部分の油ぎれ、摩耗等による作動の偏りを点検

## ④点検の内容

施設・設備	点検箇所と着眼点
教 室	<input type="checkbox"/> 床や腰板などの状態、くぎ・びょうなど危険はないか。 <input type="checkbox"/> 窓枠、窓ガラスの破損、出入口の扉の危険はないか。 <input type="checkbox"/> 窓からの転落の危険はないか。 <input type="checkbox"/> 机、戸棚、ストーブ等の配置及び転倒防止措置及び机、椅子の破損はないか。
廊 下、階 段 昇 降 口 ベ ラ ン ダ	<input type="checkbox"/> 廊下の窓枠、窓ガラスの破損はないか。 <input type="checkbox"/> フェンスの危険はないか。 <input type="checkbox"/> 廊下や階段、昇降口やベランダなどに不要物や踏み台になる物はないか。
ト イ レ 手 洗 い 場	<input type="checkbox"/> 履物、タイル床、便器、窓枠、窓ガラス等の破損や危険はないか。 <input type="checkbox"/> 出入口の扉、窓の開閉状況に異常や危険はないか。 <input type="checkbox"/> 換気扇、水洗の破損や故障などの危険はないか。
屋 上	<input type="checkbox"/> 金網の高さ、床やフェンスなどの破損や危険はないか。 <input type="checkbox"/> 使用しない場合の屋上への出入口の施錠などの管理は徹底されているか。 <input type="checkbox"/> 天窗へ近づけないように対策がなされているか。
給 食 室	<input type="checkbox"/> 調理器具、刃物類、防虫網、運送用コンテナなどの管理は徹底されているか。 <input type="checkbox"/> ネズミや害虫等の駆除は行われているか。 <input type="checkbox"/> 火気の後始末や電気、ガス使用の管理は徹底されているか。

施設・設備	点検箇所と着眼点
特別教室等	<input type="checkbox"/> 薬品戸棚の管理・転倒防止措置、刃物類の管理は徹底されているか。 <input type="checkbox"/> 電源、ガスなどの安全装置、危険標識等の整備はされているか。
職員室・準備室	<input type="checkbox"/> 窓枠、窓ガラスの破損、出入口の扉の危険はないか。 <input type="checkbox"/> 机、戸棚、ストーブ等の配置及び転倒防止措置及び机、椅子の破損はないか。
体育館	<input type="checkbox"/> 床板や壁面、電源設備等の破損はないか。 <input type="checkbox"/> 体育施設、体育用具の破損はないか。 <input type="checkbox"/> 体育用具の取付け口や固定口の破損はないか。 <input type="checkbox"/> 照明器具やバスケットゴールなどの設備や器具は落下の恐れはないか。
校舎等の外壁	<input type="checkbox"/> 校舎等外壁の亀裂、表面の浮きなどから剥落・落下等の危険はないか。
運動場・園庭等	<input type="checkbox"/> 地面の勾配、凹凸の状態、排水の状態などの異常はないか。 <input type="checkbox"/> 危険物(ガラス、石、くぎ等)は除去されているか。
遊具、体育等の固定・移動施設	<input type="checkbox"/> 遊具、鉄棒、バックネット等の破損はないか。 <input type="checkbox"/> 周囲の状態、設置状態(倒壊の危険性)、砂場・掲揚塔の状態に危険はないか。 <input type="checkbox"/> ゴールポスト等は固定されているか。
運動用具等の倉庫	<input type="checkbox"/> 用具室や倉庫は整理整頓できているか。 <input type="checkbox"/> 常に施錠ができる状態になっているか。 <input type="checkbox"/> 石灰等は安全に保管されているか。
プール	<input type="checkbox"/> 浄化、消毒装置やシャワー、洗眼器などの設備に異常はないか。 <input type="checkbox"/> プール内に危険物や異物などの混入はないか。 <input type="checkbox"/> プールの排水口、プールサイドやプールの周囲に危険はないか。
足洗い場	<input type="checkbox"/> 危険物はないか。 <input type="checkbox"/> 床面や排水に異常はないか。
ブロック塀	<input type="checkbox"/> ブロック塀の破損はないか。

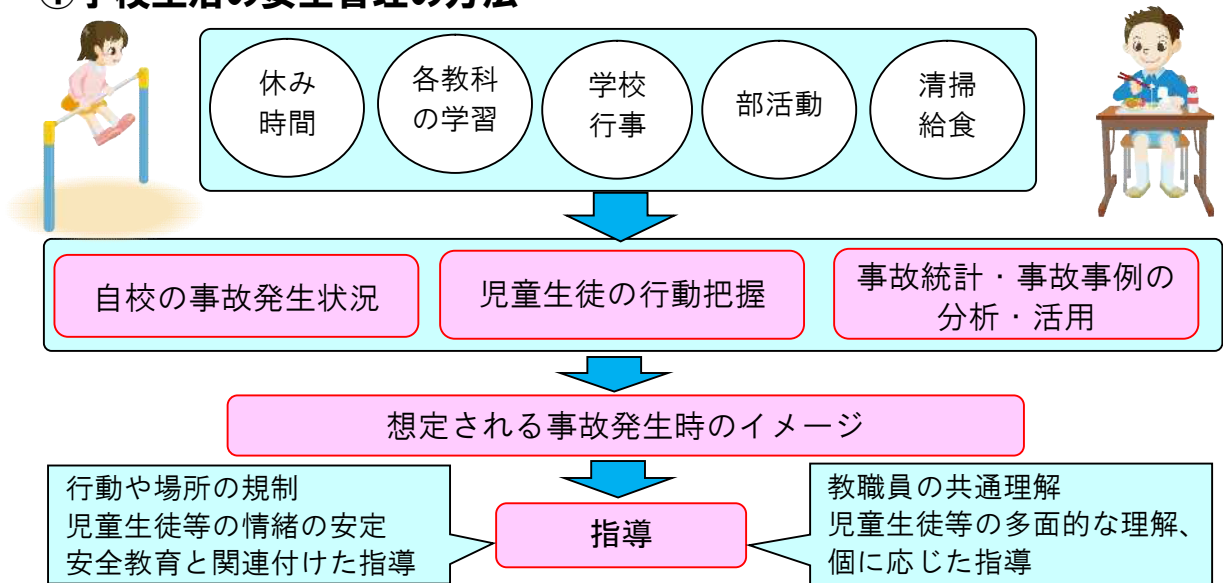
⑤遊具の点検 (必要に応じて専門技術者による点検を行う。)

点検部位	点検ポイント
外観	<input type="checkbox"/> 破損やゆがみ、傾きはないか。 <input type="checkbox"/> 落書きはないか。 <input type="checkbox"/> ひもやガラス片などの異物はないか。
強度	<input type="checkbox"/> ぐらつきはないか。
表面	<input type="checkbox"/> 突起やささくれはないか。 <input type="checkbox"/> 指が入る隙間や穴はないか。 <input type="checkbox"/> 塗装のハガレや浮き、錆や亀裂はないか。
遊具周り	<input type="checkbox"/> 着地面及び遊具周辺に大きな凹凸、石や根などの異物はないか。 <input type="checkbox"/> 遊具の周辺及び上空に樹木の枝はないか。
支柱	<input type="checkbox"/> ぐらつき、破損、変形、腐食、腐朽はないか。
接合部	<input type="checkbox"/> ボルト等にゆるみはないか。
木材部分	<input type="checkbox"/> ささくれや割れ、腐食はないか。
土台部分	<input type="checkbox"/> コンクリート基礎が大きく露出していないか。 <input type="checkbox"/> コンクリート基礎に亀裂や破損はないか。 <input type="checkbox"/> アンカーボルトに異常はないか。
可動部	<input type="checkbox"/> 可動部に異常な動きや異音はないか。 <input type="checkbox"/> 動作不良はないか。 <input type="checkbox"/> 可動部に摩耗はないか。 <input type="checkbox"/> 可動部にヒビ、割れ、ゆがみ等の破損はないか。 <input type="checkbox"/> チェーン等にねじれはないか。 <input type="checkbox"/> ロープのほつれはないか。

## (2) 学校生活の安全管理

学校生活の安全管理は、主に児童生徒等の行動により生じる危険を早期に発見し、事故を未然に防止するために行うものである。過去の事故事例等を分析し事故の発生状況を把握するとともに、自校の児童生徒等の多様な行動などの実態を踏まえる必要がある。

### ① 学校生活の安全管理の方法



### 研修例 事故事例の分析

学校環境・学校生活のそれぞれの安全管理の視点から、施設・設備をどのように改善し、どのように指導していきますか。



#### 【事例1】

3階図書室でかくれんぼをしていて、窓のカーテンに隠れようとした際、足を踏み外し、地上のコンクリート製ベランダに転落した。



#### 【事例2】

運動場で一輪車に乗って遊んでいた際、朝礼台につかまろうとしてつまずき、朝礼台内側の脚の部分に額をぶつけて負傷した。

※「独立行政法人日本スポーツ振興センター」の事故統計・事故事例等を参考に事故分析を行い、自校の安全管理の充実に向け活用していきたい。

## ②学校生活の安全管理の対象

### ◇ 各教科

- 心身の状態の把握、服装、学習中に予想される危険に対する配慮がなされているか。
- 施設、用具、教材・教具等が整備され、その扱い方が児童生徒等によく理解されており、利用の仕方に危険はないか。
- 特に注意を要する児童生徒等に対する適切な個別的配慮がなされているか。

### ◇ 休憩時間〔始業前・業間の休み時間・昼の休み時間・放課後など〕

#### ■ 運動場や体育館等

- 遊びや運動をしている児童生徒等と他の児童生徒等との間に危険はないか。
- 遊びや運動の種類と場所に危険はないか。
- 休憩時間前後の移動時間において児童生徒等の行動に危険はないか。
- 人目につきにくいところで活動している児童生徒等に危険はないか。
- 新しく流行している遊びで安全上問題となるものはないか。
- 遊具や固定施設に不備はないか。
- 遊具や固定施設の利用方法に無理はないか。
- 遊具等の近くにいる児童生徒等に危険はないか。



#### ■ 校舎内

- 校舎内の施設の利用や児童生徒等の行動に危険はないか。
- 屋上や階段、廊下や教室などの施設に不備や危険はないか。

### ◇ クラブ活動・部活動

- 参加する人員は完全に確認されているか。
- 活動内容に無理や危険はないか。
- 場所、時刻、時間等に無理や危険はないか。
- 用具や使用施設・設備の安全状態が確認されているか。
- 健康状態が十分把握されているか。
- 活動をしている者同士の間には危険はないか。
- 練習時間と休養、水分補給は適切に行われているか。



### ◇ 校外活動

- 実地踏査等に基づく安全管理体制が整備されているか。
- 参加者の発達段階や特性に応じて無理や危険がないように配慮されているか。
- 目的地や見学地などの精選やゆとりある計画等により、児童生徒等の疲労軽減が図られているか。
- 必要な引率教員数を確保するとともに、引率責任者及び他の引率者の役割分担が明確にされているか。
- 天候の急変等による活動の変更・中止等、適切な判断がされるよう計画されているか。
- 用具や使用施設・設備の安全状態が確認されているか。
- 活動時における人員及びその健康状態が十分把握されているか。
- 特に注意を要する児童生徒等に対する適切な個別的配慮がなされているか。

### ◇ 清掃活動中

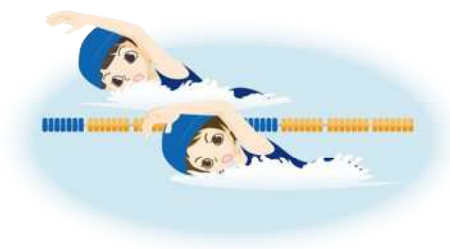
- 道具や用具が正しく安全に利用され、作業時等の服装が適切であるか。
- 肥料や薬剤の取扱いが安全になされているか。
- 作業している場所及びその周辺に危険はないか。
- 作業している者と他の者との間に危険はないか。
- 道具や用具の置き場所及び保管庫内は安全で、よく整理されているか。

### ◇ 給食中

- 調理室や配膳室の窓口前に危険はないか。
- 食かん、食器等の受渡しやコンテナの移動の際に危険はないか。
- 運搬方法、運搬経路などに危険はないか。
- 配膳をするときの取扱いに危険はないか。
- 配膳を待つ児童生徒等の行動に危険はないか。
- 食事中、食後の片付け時、食かん・食器の返納時に危険はないか。

### ◇ 水泳

- プールサイド等に救命具(浮き輪や担架、AED)を備え、必要な場合に直ちに使用できるようにしてあるか。
- 管理室に電話や緊急時の連絡先一覧表(2か所以上の医療機関、管轄の消防署・保健所・警察署、設備関連メーカー等)、従事者の役割分担表等を備えてあるか。
- 排(環)水口部を示す標識、排(環)水口に触れることや飛び込むこと、プールサイドを走ることを禁止する警告看板等が、入場者全員の目に付く場所(プールの入り口部とプールサイド等)に設置してあるか。(2か所以上が望ましい。)
- 水温、残留塩素濃度は適切に管理されているか。
- 水泳中の人員の確認が適切に行われるような配慮がなされているか。
- 特に注意を要する児童生徒等に対する適切な個別的配慮がなされているか。
- 複数の教職員での指導及び監視体制が確立されているか。
- 水中での活動とプールサイドでの活動のそれぞれの視点から、熱中症予防のための対策が講じられているか。



### ③転落事故防止のための安全管理

#### ◇ ソフト面とハード面が一体となった取組

転落事故防止のための対策は、安全管理・指導に関するソフト面での取組と学校施設に関するハード面での取組を、一体的かつ計画的に、教職員のみならず学校関係者が相互に連携して実施する。

#### ◇ 事故情報の共有

安全面の課題を明確化するため、全国の学校等における転落事故情報を適切に把握し、個別の安全対策を進める。

#### ◇ 学校の現状把握

学校環境を学習及び生活の場として安全に維持するために、各学校の施設設備やその管理・運用の状況について、教職員、設置者及び設計者等関係者の共通理解を継続的に図っていく。

#### ◇ 転落防止のための指導

フェンスがない屋上や天窓が設置されている場所など、転落の危険がある場所については、出入口の施錠や立入禁止の指導を行うなど、適切な対策を講じる。また、窓や手すりのあるバルコニーなど、適切に行動すれば転落事故が通常発生しない場所についても、転落につながる行動を防止するために、児童生徒等への継続的な指導を行う。

#### ◇ 施設面の配慮

児童生徒等の目線に立ち、多様な行動に対し十分な安全性を備えた教育環境を形成する。また、安全対策を講じるに当たっては、デザイン面での配慮や教育環境としての本来の機能とのバランス等が重要である。





## ● 個別の安全対策

施設	転落防止対策
天窓 (トプライト)	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 周囲に防護柵を設置する。</li> <li>□ 内側に落下防護ネットを設置する。</li> <li>□ 児童生徒等が近づきにくい状況をつくる</li> </ul>
屋上	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 屋上への出入口は、施錠する。</li> <li>□ 必要に応じ、手すり、防護フェンス等を設ける。</li> <li>□ 塔屋等のタラップについては、容易に登ることのないよう、一段目が高く設定されていることを確認する。また、必要に応じタラップを覆い施錠する。</li> </ul>
窓 (転落のおそれがあるもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 腰壁の高さや窓の形状等について確認する。</li> <li>□ 必要に応じ、窓面への手すりの設置や窓の開閉方式等について検討する。</li> <li>□ 窓下には足掛りとなるものを設置しない。</li> <li>□ 暗幕など窓の開閉状態が判別できないものを使用する場合には、窓の開閉状態を確認した上で、適切な配慮を行うよう指導する。</li> </ul>
庇(ひさし)	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 効果的な表示により立ち入り禁止を徹底する。</li> <li>□ 必要に応じ、窓面への手すりの設置や窓の開閉方式等について検討する。</li> </ul>
バルコニー等	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ バルコニー等の下に足掛りとなるものを設置しない。</li> <li>□ 手すりから乗り出すと転落の危険があることを児童生徒等に十分指導する。</li> </ul>
渡り廊下 駐輪場の屋根 天井裏等	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 効果的な表示により進入禁止を徹底する。</li> <li>□ 高所の危険について児童生徒等に十分指導する。</li> </ul>

## 学校における転落事故防止のために

各学校や設置者においては、以下の事項に留意しながら、今後の学校における転落事故防止に努めてください。

### ■ 共通事項

#### 事故情報の共有

★全国的事故情報を把握します。  
(注)日本スポーツ振興センターの提供する事故情報等を参考とします。)

#### 学校の現状把握

★学校関係者・専門家をはじめ子どもたちや保護者の方々など、様々な視点で点検します。  
★改修等により学校施設の状況に変化があったときには点検を行います。  
★危険な場所が見つかったときは、速やかに対応します。  
★設計者の考え方や点検結果等を引き継ぎます。  
★柵を乗り越えたり、柵を伝ったりして危険な場所へ行かないよう指導・対策をします。

#### 安全指導の充実

★転落事故の危険性について子どもたちに認識させ、危険な行動をとらないよう指導します。  
★校内安全マップを子どもたちと一緒に作成するなど、具体的なわかりやすい指導を行います。  
★子どもたちが普段使用しない場所で活動するときは、事前に点検を実施し、必要な措置を講じた上で、教職員が同席します。  
★特に事故が多発している体育時間中や放課後に、定期的な巡回を行います。

#### 施設面の配慮

★危険な場所は危険であることを軽減しやすいデザインとします。  
★効果的な表示等による注意喚起をします。(単に「危険」だけでなく具体的なイメージがわかるようにします。)  
★柵に至るまで、十分な安全性を確保します。  
★既設施設についても、点検を行い必要に応じ速やかに改善します。

### ■ 個別事項

#### 窓

★腰壁の高さや窓の形状に応じ、手すりの設置や窓の開閉方式について検討します。  
★窓から身を乗り出せば転落する危険があることを、子どもたちに指導します。  
★窓下に足掛りとなるものは設置しません。  
★転落防止用手すりの設置については、新たな危険箇所にならないようにします。  
★暗幕など窓の開閉状態が判別できないものを使用する場合には、窓の開閉状態に注意します。

#### バルコニー等

★十分な安全な手すりとし、その下に足掛りとなるものは設置しません。  
★手すりから身を乗り出せば転落する危険があることを、子どもたちに指導します。

#### 庇

★日ごとの指導や効果的な表示により、立ち入り禁止の徹底を図ります。  
★庇に容易に立ち入れないように、窓面への手すりの設置等について検討します。

#### その他

★人が乗ることを想定していない駐輪場の屋根等についても、乗ることが重大な事故につながることを、十分遅延させます。

### ■ 施設別対策

#### 屋上

★屋上への出入口は必要に応じて施錠します。  
★十分安全な手すりや防護フェンス等を設けます。  
★タラップについては容易に登ることのないよう、一段目を高く設定します。

#### 天窓(トプライト)

★転落の危険性を子どもたちに指導し、上部に絶対に昇らないように周知徹底します。  
★防護柵や、内部に防護ネットを設置し、安全な構造とします。

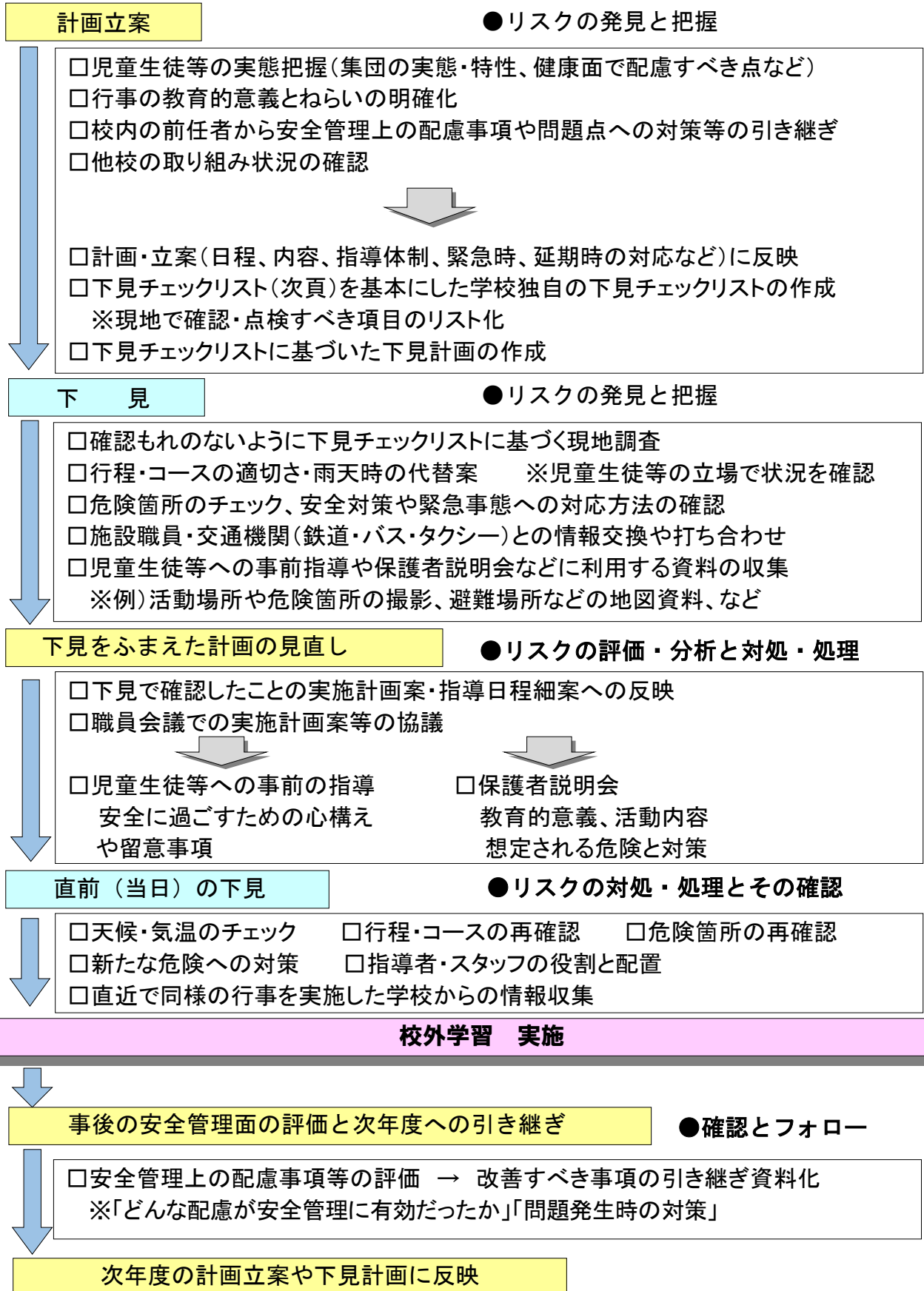
1. 足掛りとなるものを設置しない  
2. 転落防止用手すりの設置  
3. 暗幕使用時は窓の開閉状態に注意する

4. 校舎のみならず、屋内運動場、クラブハウス等、学内の様々な施設について点検を行います。

(「学校における転落事故防止のために」文部科学省より)

#### ④校外学習時における事故防止のための安全管理

##### ●校外学習を安全に行うための下見の位置づけとその具体例



(参考:「校外学習(行事)の安全管理体制の整備に向けて」豊橋市教育委員会)

## 下見・事前チェックリスト例（野外教育活動）

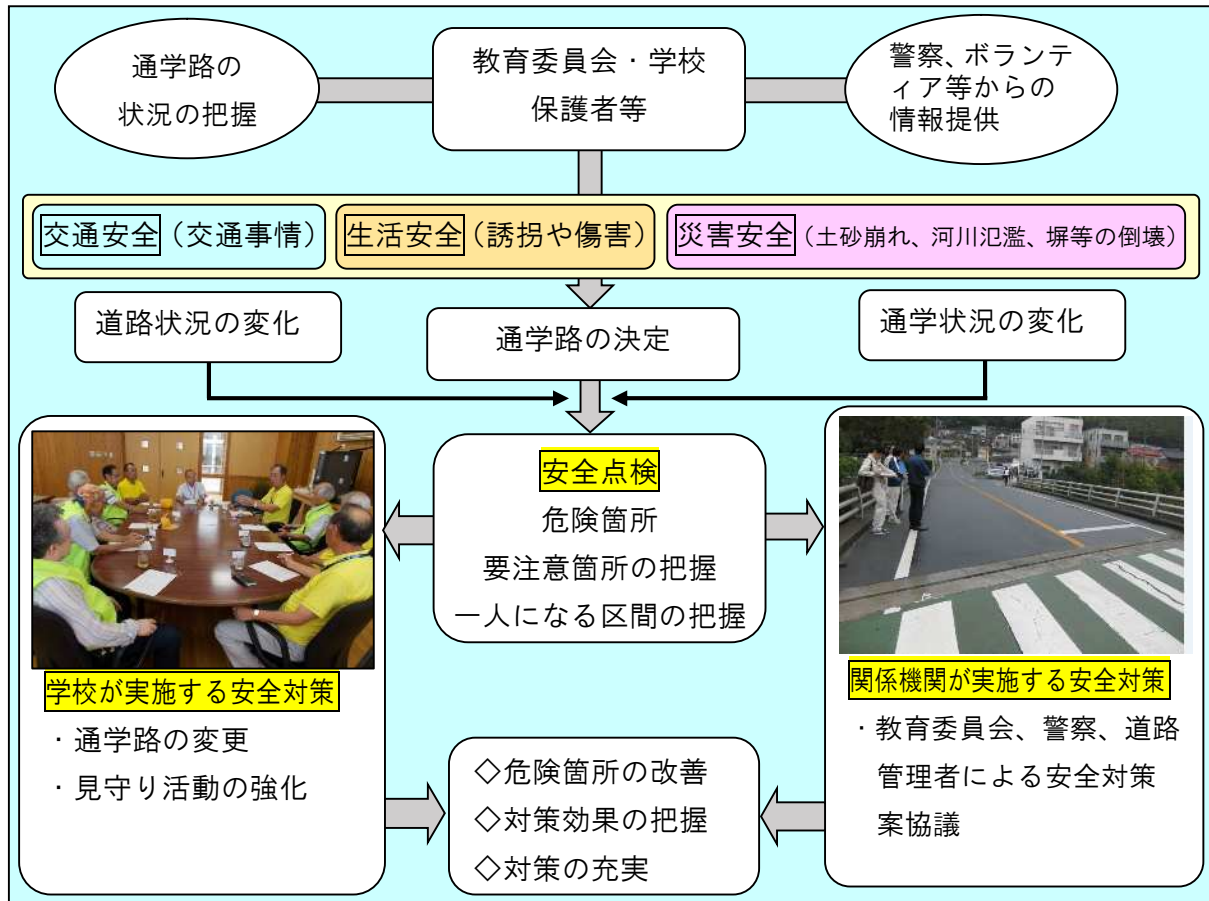
	点 検 項 目	評価
下見でのチェック項目【下見実施日 ① / ② / 】		
1	施設の安全管理体制および安全マニュアルと、学校の校外学習安全マニュアルとを比較して、施設職員とともに妥当性を検討したか	
2	施設の活動プログラムの実施・中止判断基準と、学校の実施・中止判断基準を、施設職員とともに適切であるか協議したか	
3	危険箇所の確認と回避策・対応策の検討をしたか	
4	避難経路、避難場所、本部となる場所、AED 設置箇所、人員配置の確認をしたか	
5	児童生徒の動きを想定して、施設・移動経路・活動場所の確認と安全点検をしたか	
6	通信受信手段（携帯電話、トランシーバー、ラジオ等）の電波状況など確認したか	
7	児童生徒の移動（輸送）方法、乗降の場所、移動場所は妥当か	
8	交通機関（鉄道、バス、タクシーなど）や利用する駅などと打ち合わせをしたか	
9	緊急時に必要と予想される病院・警察・消防などの場所・電話・内容などを確認したか	
事前に確認すべきチェック項目		
1	校外学習（行事）およびその活動内容は、学校の教育目標と合致しているか。また、活動のねらいと教育的意義は適切か	
2	児童生徒にかかる心身両面の負担は適切か	
3	天候、気温、日没時刻を確認したか。また、期日・日程・プログラムに無理はないか	
4	予備日や雨天案など、代替りのプログラムは適切に用意されているか	
5	活動の内容に対して引率者の人数は適切か	
6	引率者の中に、同施設での活動経験者がいるか確認しているか	
7	安全や救急に関する担当者や学校待機職員も含めた指導体制は整っているか	
8	児童生徒の輸送方法・経路等は、委託業者や利用する交通機関などと調整されているか	
9	下見での情報、直近に同様に実施した他校の情報などを計画に反映させているか	
10	インシデントを活用して、安全管理を行っているか	
11	「緊急時対応図」「携帯用マニュアル」は引率者全員分用意しているか	
12	緊急時に対応できるように、主たる活動ごとの児童生徒名簿は適切に配備・管理されているか。また施設には提出したか	
13	食物アレルギーなど、特別に配慮が必要な児童生徒の把握と対応方法をまとめているか	
14	上記 13 の児童生徒に対する配慮事項について、引率する全教員が対応できるか	
15	児童生徒・学校の持ち物は、実施計画案に明記され、適切か	
16	避難経路（矢印などで示す）と避難場所、および A E D の設置場所は、児童生徒用のしおりに記載されているか	
17	保護者への説明会は実施したか ⇒ 【 / （ ） 】 実施	
18	実施計画案について、職員会議・学年会などで共通理解され、実施時には全教職員がすぐに活用できるようになっているか（実施時には、電話近くに置くなど）	

※合わせて当日チェックリストを作成し、活動直前の安全確認を行うこと

（参考：「校外学習（行事）の安全管理体制の整備に向けて」豊橋市教育委員会）

### (3)通学の安全管理

通学路の設定と安全確保にあたっては、教育委員会・学校、保護者等は、警察やボランティア等からの情報提供や実際に通学路の状況を把握して、交通事情等（交通安全）や誘拐・傷害などの犯罪被害防止（生活安全）、土砂崩れや河川の氾濫など防災（災害安全）の観点について考慮し、関係者等と議論するなどして、可能な限り安全な通学路を設定し、児童生徒の安全確保に努める必要がある。



#### ◇ 通学路点検のポイント

- 歩車道の区別はあるか。
- 歩車道の区別がない場合は、交通量が少なく児童生徒等の安全な通行が確保できる幅員であるか。
- 遮断機のない踏切はないか。
- 見通しの悪い危険箇所はないか。
- 横断箇所には横断歩道や信号機が設置されたり、誘導が行われたりしているか。
- 地震発生時に倒壊の危険性のある高い壁やブロック塀はないか。
- 大雨時に、冠水の恐れがある場所はないか。
- 防犯上、危険性の高い場所は把握されているか。
- 特に注意を要する児童生徒等に対する適切な個別的配慮がなされているか。
- 保護者や学校安全ボランティア(スクールガード)等の見守り活動は行われているか。
- 「こども110番の家」など、緊急時に児童生徒等が避難できる場所があるか。

## チェックリスト例【登下校】

点 検 項 目	評価	改善計画等
1. 安全な通学路等の設定と定期的な点検実施のための対策として		
(1) 教職員、保護者が実際に歩き、防犯の観点や交通事情を配慮し、関係者が議論して可能な限り安全な通学路を設定している。		
(2) 定期的に点検を実施したり、必要に応じて随時点検を実施している。		
(3) 点検により防犯上好ましくない状況が発見された場合には、関係機関等へ要請等を行い、通学路の環境整備を行っている。		
2. 通学路等における危険・注意箇所等の把握と周知徹底のための対策として		
(1) 危険・注意箇所、緊急避難場所について、保護者や警察、自治会などの関係者間で共通認識をしている。		
(2) 「通学路安全マップ」の作成等を通じて、児童生徒等に要注意箇所を周知している。		
(3) 交番や「こども110番の家」等の緊急避難場所について、児童生徒等一人一人に周知している。		
3. 通学路等における事件発生に備えた組織・体制づくりの対策として		
(1) 全教職員、全児童生徒等へ情報が迅速に伝達され、児童生徒等の安全確保、協力要請などが的確に行われる体制を整えている。		
(2) 警察等関係機関、保護者、地域住民、隣接する学校等と連携して、通学路における不審者の情報が把握できる体制を整えている。		
(3) 児童生徒等の安全確保のため、速やかに警察に通報し、学校周辺や通学路等の防犯パトロールの協力を得る体制を整えている。		
(4) 登下校時等における緊急事態発生時に「こども110番の家」や地域住民等の避難誘導や関係機関等への通報ができる体制を整えている。		
(5) 登下校時の児童生徒等の安全確保のため、保護者や地域住民等のボランティアによる日常的な防犯パトロールの協力を得ている。		
(6) 児童生徒等や保護者に学校安全ボランティア(スクールガード)を紹介するなどして、安心して通学できる環境を整えている。		
(7) 学校行事等により登下校が不規則になる場合は、事前に保護者や警察、関係団体に連絡するなどの体制を整えている。		
4. 児童生徒等の危険予測・危険回避能力向上の安全教育実施のため、具体的な局面を想定し、実践的な対処法の指導をしている。		

《評価方法 A：行っている B：おおむね行っている C：行っていない》

## (4) 家庭や地域と連携した安全管理

### 学校、家庭、地域が連携した安全・安心な学校づくり

安全・安心な学校づくりのためには、学校関係者の努力に加え、地域社会の協力の下、地域ぐるみで学校安全の取組を推進することが重要である。

### 学校と地域、関係機関との間で十分な意見交換ができる場の整備

学校の安全管理対策や学校をめぐる防犯・警備などの面で密接な意思疎通を図るため、関係者間で協議会を設置したり、定期的に意思疎通の会合を開いたりするなどの取組を進めていくことが必要である。

### 学校の施設や防犯設備、マニュアル等の学校安全体制の再点検の実施

実地の防犯対策に当たる警察官や警察官OBの協力を得て、学校の施設設備、備品の状況やマニュアルの内容等について再点検し、改善していくことは有効である。

### 地域内での不審者情報や事件の情報の共有化

情報伝達訓練などを実施し、地域内での情報共有の方法について確認する。

#### ボランティアとの連携

- 学校内外で腕章等を身に付けて警備に当たるボランティアがいるという状況は、犯罪を犯そうとする者に対する心理的な抑制という点で効果的である。
- 登下校時に、地域のボランティアなどの協力を得て、学校内外でのパトロールの強化や「こども 110 番の家」の活動への協力要請など、地域の実情に応じて児童生徒等を見守る体制の一層の充実を図る。
- 地域や保護者の方々などにボランティアとして協力を得る場合には、巡回を行うにあたってのポイントや不審者に直面した場合の対応方法などについて十分に学んでおくことができるよう、学校安全ボランティア（スクールガード）の養成や研修を積極的に推進する。また、ボランティアの方々への参加を得る場合には、保険等にも十分配慮しておく必要がある。
- 学校安全ボランティア（スクールガード）とその活動について、児童生徒等や保護者に紹介するなどして、より安心して通学できる環境を整える。また、機会をとらえて、ボランティアの方々を学校へ招くなどして、関係の深化を図る必要がある。



### 3. 事故・災害等の発生に備えた安全管理

事故等が発生した際、児童生徒等の**生命と健康を最優先**に迅速かつ適切な対応を行うことが重要である。そのため、組織として機動的に対応できる体制を整えておくとともに、傷病者を発見した時には、**躊躇せず迅速かつ的確な手当**ができるよう、日頃から**全ての教職員がその手順について理解し、身に付けておく**ことが重要である。

#### (1) 不審者侵入に対する安全管理

学校への不審者侵入事案への対応は、学校内に不審者を侵入させない環境づくりとともに、全教職員が、どこかの学校の出来事ではなく自分の学校でも突然発生し得るという意識を持ち続けることが重要である。さらに、実際に不審者が侵入した場合に備えた対応を訓練などによりシミュレーションして、教職員一人一人の判断力・行動力を向上させていくことが欠かせない。

#### ◇ 安全管理

##### 学校の敷地内への不審者の侵入防止

- 出入口の限定。登下校時以外は原則として門は施錠
- 来校者の確認のためのインターホン、侵入監視のためのセンサーや防犯カメラ、遠隔操作による開閉が可能な電気錠等の防犯設備の設置

##### 学校の敷地内での不審者の発見・排除、校舎内への不審者の侵入防止

- 門から校舎への入口（受付）までの動線の明確化
- 校門や動線の死角となる樹木等の整理
- 案内の看板を門の周辺等に設置
- 来校者はリボンや名札等を着用
- 来校者と応接できるスペースを受付の近くに設置
- 職員室等については、来校者の動線や屋外運動場を見渡すことができ、不審者侵入時にも即応できるような位置に配置
- 安全を守るための器具（さすまた、催涙スプレー、ネットなど）の配備

#### ◇ 点検

各学校等において、次頁のチェックリスト例を参考に、学校種や学校、地域の状況等に応じた内容のチェックリストを作成の上、計画的に点検を実施し、不十分なところは早急に改善する。

## チェックリスト例【全般及び不審者侵入】

点 検 項 目	評価	改善計画等
1. 学校の実態に即した危機管理マニュアルを作成し、児童生徒等の日常及び緊急時の安全確保対策等について共通理解を図っている。		
2. 不審者侵入事件等にかかわる情報を収集し、会議等で取り上げ、教職員間で情報や意見の交換を行うなど、危機管理意識の高揚を図っている。		
3. 全教職員が緊急時に一体となり、迅速・的確に対応できる実践力の向上を図るための措置として		
(1) 不審者による緊急事態発生時に備えた避難訓練を実施し、その反省を対応策に生かすようにしている。		
(2) 教職員自身の安全を確保しつつ、警察の到着まで児童生徒等を守り、不審者が近づけないようにする防犯訓練を行っている。		
(3) 防犯に関する知識・技能、応急手当や心のケアの具体的な方法について研修を行っている。		
(4) 教職員間の情報伝達、警察・消防等への通報の訓練を行っている。		
4. 警察等関係機関、保護者、地域住民、近隣の学校等と連携して、学校周辺の不審者の情報が把握できる体制を整えている。		
5. 教職員や保護者・地域住民等のボランティアによる校内巡回等により、不審者を早期に発見できる体制を整えている。		
6. 学校への来訪者を確認するための措置として		
(1) 立て札や看板等による案内・指示を行ったり、順路、入口、受付を明示したりしている。		
(2) 来訪者に名札やリボン等を着用させ、不審者との識別を可能にしている。		
(3) 来訪者に最初に出会った教職員が、氏名や用件を聞いたり、持ち物や言動等により、不審者かどうか判断できるようにしたりしている。		
(4) 登下校時以外は校門を閉めるなど、敷地や校舎への入口等を管理可能なものに限定している。		
(5) 開門中は教職員やボランティアが立ち会ったり、防犯カメラ設置校では意図的なモニターチェックなど防犯体制の整備を心がけたりしている。		
7. 校内における注意箇所を点検し、児童生徒等に注意喚起するとともに、授業中や休憩時間等の教職員の校内巡回など具体的な役割分担を定めている。		
8. 校外学習や遠足等の学校行事における児童生徒等の安全を確保するための措置として		
(1) 事前に現地の安全を十分確認し、それに基づく綿密な計画を作成している。		
(2) 児童生徒等に対する事前の安全に関する指導を十分に行っている。		
(3) 万一の事態が発生した時の避難の仕方、連絡方法等についてあらかじめ定めている。		



点 検 項 目	評 価	改 善 計 画 等
9. 授業日の学校開放時における児童生徒等の安全確保ための措置として		
(1) 開放部分と非開放部分との区別を明確にし、不審者侵入防止のための方策を講じている。		
(2) 開放時の安全確保について、保護者や地域住民等によるボランティアの積極的な協力を得る働きかけを行っている。		
10. 不審者による緊急事態発生に備えた措置として		
(1) 全教職員、全児童生徒等へ情報が迅速に伝達され、避難誘導、防護、応急手当、通報及び協力要請などの体制を整えている。		
(2) 警察、消防等関係機関に対して、隣接する学校等や近隣の店舗等とも連携を図りながら、直ちに通報できる体制を整えている。		
(3) 直ちに教育委員会に通報し、指導・助言を得られる体制を整えている。		
(4) 保護者、教職員に連絡体制整備の重要性を認識させるとともに、必要に応じて直ちに保護者へ連絡が取れる体制を整えている。		
(5) 地域住民や店舗等とも連携を図りながら、直ちに負傷者等を把握し、速やかな応急手当や病院等への搬送ができる体制を整えている。		
(6) 緊急対応後の情報整理・提供、保護者への説明、心のケア、再発防止対策、学校再開準備等に向けた対策本部の設置が計画してある。		
11. 学校の施設設備等の対策として		
(1) 校門、囲障、外灯、校舎の窓、校舎の出入口、錠の状況等の点検・補修を行っている。		
(2) 緊急時に安全を守るための器具(さすまた、盾、催涙スプレー等)を備えている。		
(3) 警報装置、防犯監視システム、通報機器等を設置している場合、作動状況の点検を行っている。		
(4) 死角の原因となる立ち木等障害物の有無や駐車場や自転車置き場、隣接建物等からの侵入の可能性を確認している。		
(5) 危害を加える恐れのある者が侵入した場合を想定し、受付近くに隔離場所(応接室、相談室等)を設置している。		
12. 防犯教育について、学校の実態に応じて教育課程に位置づけられ、児童生徒等の実態に即して計画的に実施している。		
13. 不審者侵入を想定した避難訓練を行い、緊急事態発生時に児童生徒等が安全に避難できるようにしている。		

《評価方法 A：行っている B：おおむね行っている C：行っていない》

## 研修例 不審者対応訓練

### ①環境条件の把握と安全確保・避難の方法について確認

◇学校の立地条件、校庭や校舎内の状況、教職員や児童生徒等の人数など実情に応じて、効果的な安全確保の方法、避難の方法を確認する。

### ②訓練の計画（実践的な場面設定）

◇授業中だけでなく、休憩時間など児童生徒等が分散している場合や登下校時など様々な場면을想定し、効果的な訓練を計画する。

◇他の教職員への情報伝達、児童生徒等への注意喚起や避難誘導など、それぞれの場면을想定し確認しておく。

◇訓練内容の詳細について一部の教職員のみで伝達するなど、その場での状況判断を必要とされる場面を設定するなど、教職員一人一人の判断力・行動力の向上を図るための工夫をする。

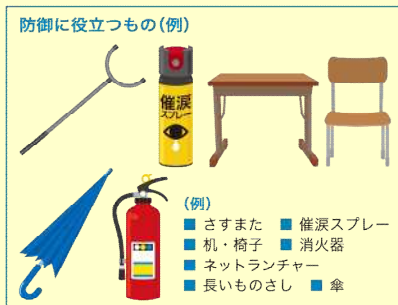
### ③通報・連絡体制の確認

◇学校への不審者侵入などの緊急事態が発生した場合、迅速に110番(119番)通報や教育委員会等への連絡が行えるよう、通報や緊急連絡の仕方を訓練する。

### ④児童生徒等の安全確保

◇不審者が何らかの凶器を所持しているという前提に立って対応し、児童生徒等の安全を最優先に、自らの安全にも配慮しつつ、警察官が駆けつけるまでの時間を稼ぐことができるよう、警察等の協力を得ながら防犯訓練を行う。

◇様々な役割を経験できるように、年度ごとに役割分担を見直す。



### ⑤見直しと改善

◇訓練実施後に十分反省・評価を行い、児童生徒等に対する安全教育に反映させるとともに、結果を踏まえて危機管理マニュアルを改訂するなどの措置を行う。

## (2)熱中症事故防止のための安全管理

熱中症事故は体育、スポーツ活動だけでなく、屋内での授業中や、登下校中にも発生する可能性があり、場合によっては、死に至る危険性があるが、適切な予防方法で防ぐことができる。また、万一、発症した場合においても、適切な応急処置によって、重症化を回避し後遺症を軽減できる。

### ①熱中症事故防止対策

#### 1 環境条件を把握し、それに応じた活動、水分・塩分補給を行う

- ・暑さ指数（WBGT）等により環境温度の測定を行うとともに、気象情報を活用するなど環境条件を把握する。
- ・暑い季節の運動や作業は、なるべく涼しい時間帯に行う。
- ・運動や作業が長時間にわたる場合は、こまめに休憩をとる。
- ・一人一人の状態に応じて、こまめに水分を補給する。（0.2%程度の食塩水等）

#### 2 暑さに徐々に慣らす（暑熱順化）

- ・暑さに慣れるまでは、短時間の軽めの運動から始め、徐々に暑さに慣らす。
- ・試験休みや病気の後、しばらく運動をしなかったとき、合宿の初日などは特に注意する。

#### 3 活動前・活動中・活動後に健康観察を行い、個々の状態等を考慮する

- ・活動中はもちろん、活動前後にも健康観察を行い、児童生徒等の健康状態を把握する。
- ・児童生徒等の体格や体力、暑熱順化の状態等を考慮し、活動内容の軽減や、水分・塩分補給、休憩など十分な予防措置をとる。
- ・児童生徒等が心身に不調を感じた際には申し出ることや、他の児童生徒等の不調に気付いた場合にはすぐに伝えるよう習慣付ける。

#### 4 服装に気を付ける

- ・服装は軽装にして、透湿性や通気性のよい素材のものにする。
- ・直射日光に当たる場合は、輻射熱を吸収する黒色系の素材を避け、帽子を着用し、暑さを防ぐ。
- ・防具を着けるスポーツでは、休憩中に防具を緩め、暑さを逃がす。

#### 5 具合が悪くなった場合には早めに運動等を中止し、必要な措置をする

- ・異状がみられたら、速やかに必要な措置（水分・塩分補給、休憩等）をとる。

#### 6 熱中症について啓発

- ・日ごろから児童生徒等に熱中症についての知識・予防等について啓発する。

# 熱中症予防に向けたガイドライン ～授業・学校行事等における判断と行動の目安～

〔令和2年7月3日付け2教保第354号事務局長通知〕

WBGT 暑さ 指数	分類	管理職	学校行事等の責任者	担当者 (学級担任 教科担任 行事担当者等)	乾球 温度 (参考)
<b>危険</b> 31℃ 以上	ア 屋内外で身体を動かす活動  (体育授業 体育祭、球技大会 校外活動、合宿等)	○原則、中止を検討⇒指示  (休止、延期、内容の変更等を含む)  (体育授業は活動場所及び内容の変更)	①生徒等の健康状態の情報収集 ②WBGT測定器による会場の環境状態の把握 ③①と②について管理職に報告し、行事等の中止又は内容の変更及び短縮について判断を仰ぐ	【教育活動における対応例】 ①生徒等に対して、給水指示を徹底する。 また、涼しい場所で一定時間休養するよう指示する。 ②生徒等の健康状態の確認 ③WBGT測定器による会場の環境状態の把握 ④②と③について管理職又は責任者に状況を報告	<b>危険</b> 35℃ 以上
	イ 屋内の活動  (始業式、終業式 文化祭、全校集会 講演会等)	○原則、内容の変更もしくは中止を検討⇒指示  (例)放送等による教室での視聴			
<b>厳重警戒</b> 31℃未満 28℃以上	ア 屋内外で身体を動かす活動  イ 屋内の活動	○原則、活動時間の短縮又は中止を検討⇒指示  (環境の変化を含む (例)散水等により、グラウンドの温度を下げる)	①生徒等の健康状態の情報収集 ②WBGT測定器による会場の環境状態の把握 ③①と②について管理職に報告し、行事等の内容の変更や短縮について判断を仰ぐ	【教育活動における対応例】 ①生徒等の健康状態の確認 ②WBGT測定器による会場の環境状態の把握 ③①と②について管理職又は責任者に状況を報告  <活動する上での留意点>	<b>厳重警戒</b> 35℃未満 31℃以上
	ア 屋内外で身体を動かす活動  イ 屋内の活動	○定期的な休憩を取り入れる等必要な指示			
<b>警戒</b> 28℃未満 25℃以上	ア 屋内外で身体を動かす活動  イ 屋内の活動	○状況把握に努め適宜必要な指示	①生徒等の健康状態の情報収集 ②WBGT測定器による会場の環境状態の把握 ③①と②について管理職に報告する	⑦常に休憩できる日陰や涼しい環境の確保 ⑧直近数日間の健康観察において問題がないか確認 ⑨個人の心身の状況を考慮し運動強度を軽減 ⑩定期的な休憩時間の確保 ⑪熱中症の兆候に注意 ⑫適宜水分や塩分を補給できるよう配慮	<b>警戒</b> 31℃未満 28℃以上
	ア 屋内外で身体を動かす活動  イ 屋内の活動				
<b>注意</b> 25℃未満	ア 屋内外で身体を動かす活動  イ 屋内の活動				<b>注意</b> 28℃未満

WBGT(湿球黒球温度)とは、人体の熱収支に影響の大きい湿度、輻射熱、気温の3つを取り入れた指標で、乾球温度、湿球温度、黒球温度の値を使って計算する。

※WBGT(湿球黒球温度)の算出方法

屋外:WBGT = 0.7 × 湿球温度 + 0.2 × 黒球温度 + 0.1 × 乾球温度

屋内:WBGT = 0.7 × 湿球温度 + 0.3 × 黒球温度

<参考>熱中症予防の対策事例



ミストを活用



運動会等の児童応援席にテントを設置



熱中症情報を掲示し注意喚起

活動チェック表

月 日( )	場所			天候				
				測定時刻	WBGT °C	気温 °C	湿度 %	
教科 場所		男子	名	気 候	:			
		女子	名		:			
		女子	名		:			

児童生徒が行う活動場所等の安全確認 (○・異状なし ×・異状あり・状況・措置等を記入する。)		
項 目	確認結果 (○・×)	状況・措置等
活動前	活動場所の状態。(破損、水ぬれなどの有無)	
	活動の障害となるものが置かれていないか。	
	用具や施設はきちんと使用できるか。	
	救急箱や水等の準備はしてあるか。	
	けが・体調不良者を確認したか。	実施 未実施
活動後	活動場所の状態。(破損、水ぬれなどの有無)	
	使用した用具の後片付けはしたか。	
	使用した用具や施設にいつもと違ったことはなかったか。	
	けが・体調不良者を確認をしたか。	実施 未実施

熱中症に対する配慮事項の確認			
項 目	確認結果		状況・措置の状況や改善すべき点等
WBGTの指針を確認したか。	実施	未実施	
必要に応じて水分補給の時間をとったか。	実施	未実施	
ウォーミングアップをしたか。	実施	未実施	
クーリングダウンをしたか。	実施	未実施	

記 載 者		担 当 者
		確 認 欄

チェック表で活動前後の状況把握を

## ②熱中症の応急措置

### 熱中症の応急措置フロー

#### チェック1 熱中症を疑う症状がありますか？

(めまい・失神・筋肉痛・筋肉の硬直・大量の発汗・頭痛・不快感・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感・意識障害・けいれん・手足の運動障害・高体温)

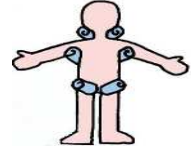
はい ↓

#### チェック2 呼びかけに応じますか？

いいえ →

#### 救急車を呼ぶ

(救急車が到着するまでの間に応急処置を始める。呼びかけへの反応が悪い場合には無理に水を飲ませてはいけません。)



はい ↓

涼しい場所へ避難し、衣服をゆるめ体を冷やす

#### チェック3 水分を自力で摂取できますか？

いいえ →

涼しい場所へ避難し衣服をゆるめ体を冷やす

(氷のう等があれば、首、腋の下、大腿のつけ根等を集中的に冷やす。扇風機やうちわで扇いだり、冷やした水をかけたりして体を冷やす。)

はい ↓

水分・塩分を補給する

#### チェック4 症状がよくなりましたか？

いいえ →

医療機関へ

はい ↓

そのまま安静にして十分に休息をとり、回復したら帰宅させる  
保護者への連絡を忘れずに

### <熱中症の応急処置時に体を冷やすポイント>

#### ☆冷やす部位

体表近くに太い静脈がある場所が最も効果的



大量の血液がゆっくり体内に戻っていく場所

前頸部の両脇、腋の下、足の付け根の前面(鼠径部)等

#### ☆方法

- ・保冷材や氷枕(なければ自販機で買った冷えたペットボトルやかち割り氷)をタオルでくるんで当て、皮膚を通して静脈血を冷やす。
- ・冷やした水分(経口補水液等)を摂取させることは、体内から体を冷やすとともに水分補給にもなる。
- ・濡れたタオルを体にあて、扇風機やうちわ等で風を当てたり、服や下着の上から少しずつ冷やした水をかけたりして体を冷やす。

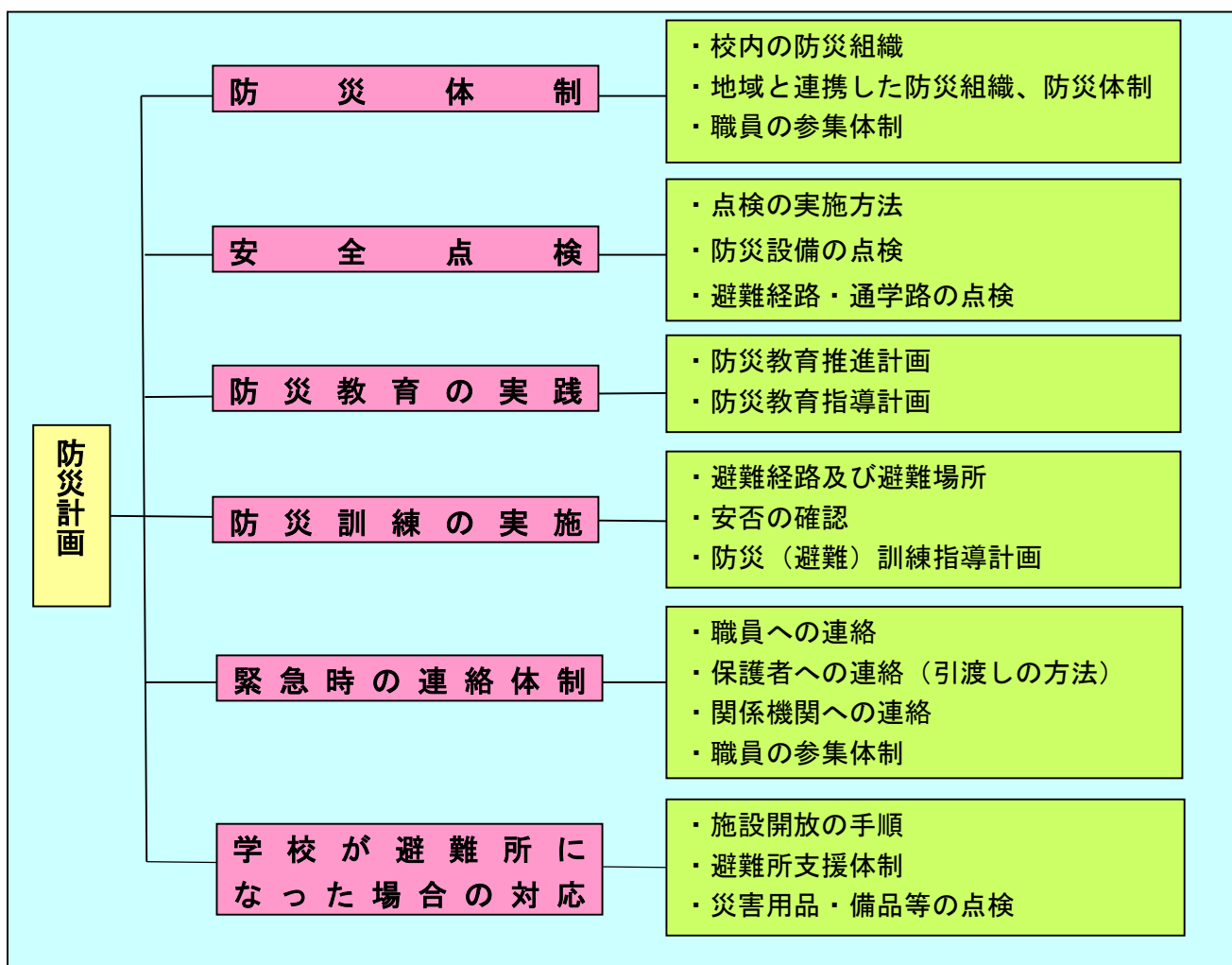
### (3)自然災害の発生に備えた安全管理

#### ①防災計画

防災計画については、災害発生時に児童生徒等の安全を確保し、円滑に応急対策を行うことができるよう、より具体的な対応を記載した防災計画（マニュアル等）を各学校において策定し、教職員それぞれへ周知しておくことが重要である。

また、地域の関係機関とも十分な調整を図り、災害発生時のよりスムーズな対応に備える。

#### 【防災計画内容〔例〕】



#### ②防災計画作成上の留意点

防災計画の作成にあたっては、まず学校が立地している自然環境について総合的に把握することが必要である。その際、各市町村が作成しているハザードマップや地域の歴史、研究機関（大学等）等の助言等、多角的な情報から判断することが大切である。

また、災害発生時の避難経路については、時間帯や天候、交通量等による状況の変化を考慮し、必ず事前に確認する必要がある。災害発生時には、児童生徒等だけでなく、地域住民の避難により混雑することなども考慮する必要がある。

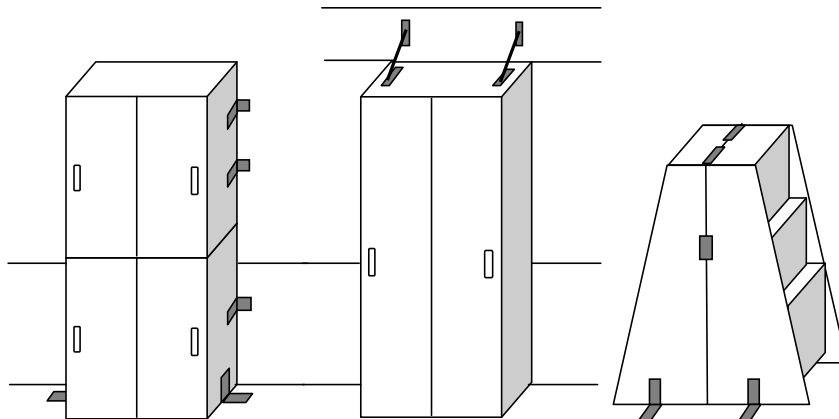
### ③施設・設備の安全管理・安全点検

地震、津波、風水（雪）害、火災等の災害に備え、校内の施設・設備や通学路安全点検を定期的を実施し、備品等の転倒・落下防止の措置をとるなど、可能な限り具体的な予防対策を講じておく必要がある。

#### ■ ロッカー・書棚・備品等の転倒

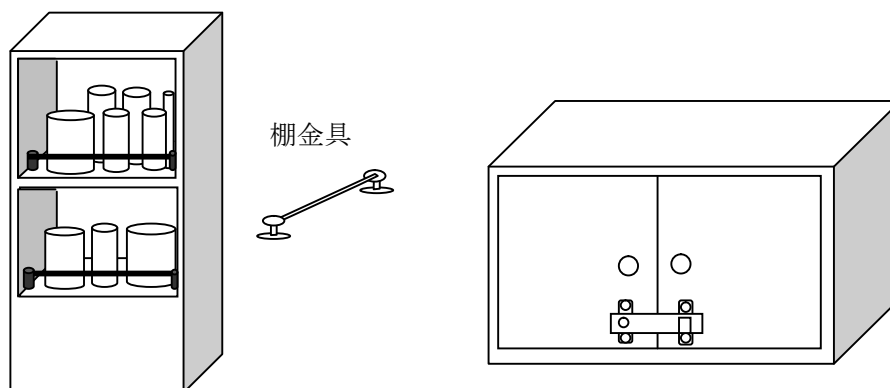
地震時には、縦揺れと横揺れで重い棚等が動き出したり、転倒したりして避難路を塞いでしまう可能性もある。

- 転倒防止のための金具等を用いて、壁・床に固定させる。
- ピアノは重量がかなりあるので床に固定させる。
- デスクトップパソコンについては、接着ゴム（机とパソコンの間に接着）・バンド（机と一体でとめる）等を用いて固定させる。



#### ■ 薬品棚の転倒、薬品の流出

- 薬品保管庫の転倒防止のために金具等を用いて壁、床に固定させる。
- 容器の転落防止措置をとる。
- 地震による振動で棚の両開き扉が開いたりしないように扉にとめ金具をとりつけておく。
- 毒物及び劇物については記録の整備、廃棄処分等により適切な在庫管理を行う。
- PCB保管庫内の保管ボックスを固定する。



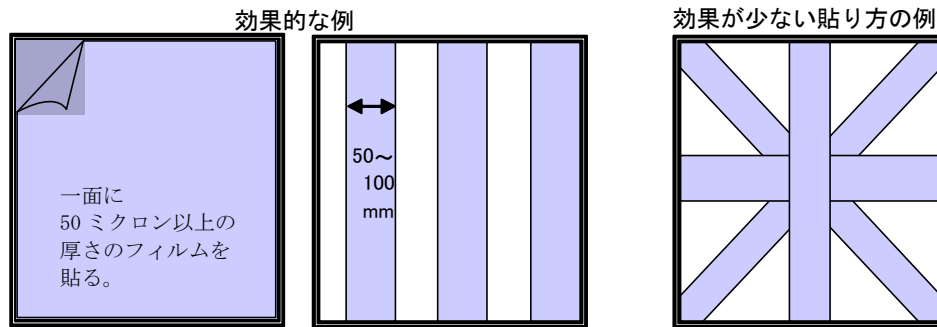


## ■ 天井・壁等の落下、倒壊

- 外壁・天井の亀裂や浮きはないか確認を行い、落下が予想される部分はあらかじめたたいて落とすか、シーリング材等の充填材を注入しておく。

## ■ 窓ガラスの破損

- 破損時に直接児童生徒等に危険を及ぼす恐れのある場所のガラスは飛散防止フィルムを貼る。(ガラスの飛散落下量の低減や飛来物・落下物の貫通防止効果がある。)



## ■ 電灯の落下、破損

- 照明器具本体と天井との取り付け部に「がたつき」や「ゆるみ」があれば、しっかりと固定させる。

## ■ ストーブ・温風暖房機の転倒による火災発生

- ストーブ、温風暖房機の転倒防止のために金具等で壁・床に固定させる。
- 灯油タンクのふたを確実に締めてあるか確認する。
- 送油配管に漏れ等がないか確認を行い、漏れがあれば補修する。
- 備蓄されている灯油の保管方法が適切か確認する。

## ■ ガス漏れ・ガス爆発

- ガスボンベが倒れないように、水平に据える。
- 鎖などでしっかりと固定させる。

## ■ バックネット、遊具等の倒壊

- 雨水等による腐食により強度が低下していないか確認を行い、必要に応じて塗装・補強等の修繕を行う。
- 古い遊具で修繕が困難な場合は、使用禁止とし、撤去する。

## ■ ブロック塀等の倒壊

- ひびが入っていたり、老朽化していたりするものは取り壊すか、補強する。なお、ブロック塀を新たにつくる際にはブロック塀及び控え壁の中に鉄筋を入れて補強をし、長さ3.4 m以内ごとに控え壁を設ける。
- 記念碑等にガタ付きがある等、転倒する恐れがある場合は転倒防止の措置をとる。

## 【災害発生に備えた校内安全点検チェック表 例】

チェック	点 検 項 目
<input type="checkbox"/>	出入口や廊下・階段等に通行の障害になるような物が置いてないか。
<input type="checkbox"/>	門柱・ブロック塀等が倒壊しないように補強されているか。
<input type="checkbox"/>	窓ガラス・展示ケース等にガラス飛散防止措置はしてあるか。
<input type="checkbox"/>	ロッカー・書棚・テレビ等の備品が震動によって倒れたり、落下したりしないように固定してあるか。
<input type="checkbox"/>	薬品戸棚に薬品等の転倒防止措置がしてあるか。
<input type="checkbox"/>	消防設備、ガス・電気設備等の安全管理や使用方法は徹底されているか。
<input type="checkbox"/>	大工道具、携帯ラジオ、地図、懐中電灯、住所録、医薬品等がいつでも使用できる状態にあるか。
<input type="checkbox"/>	給食室や調理室は、学校が避難所となった場合に食事を準備する場所として供することができるように整理整頓されているか。
<input type="checkbox"/>	プールの水は防災上の配慮をしながら管理しているか。
<input type="checkbox"/>	天井材や照明器具に破損、変形、緩みなどはないか
<input type="checkbox"/>	警報機器や情報機器(放送設備)等に異常はないか。

### 〔留意事項〕

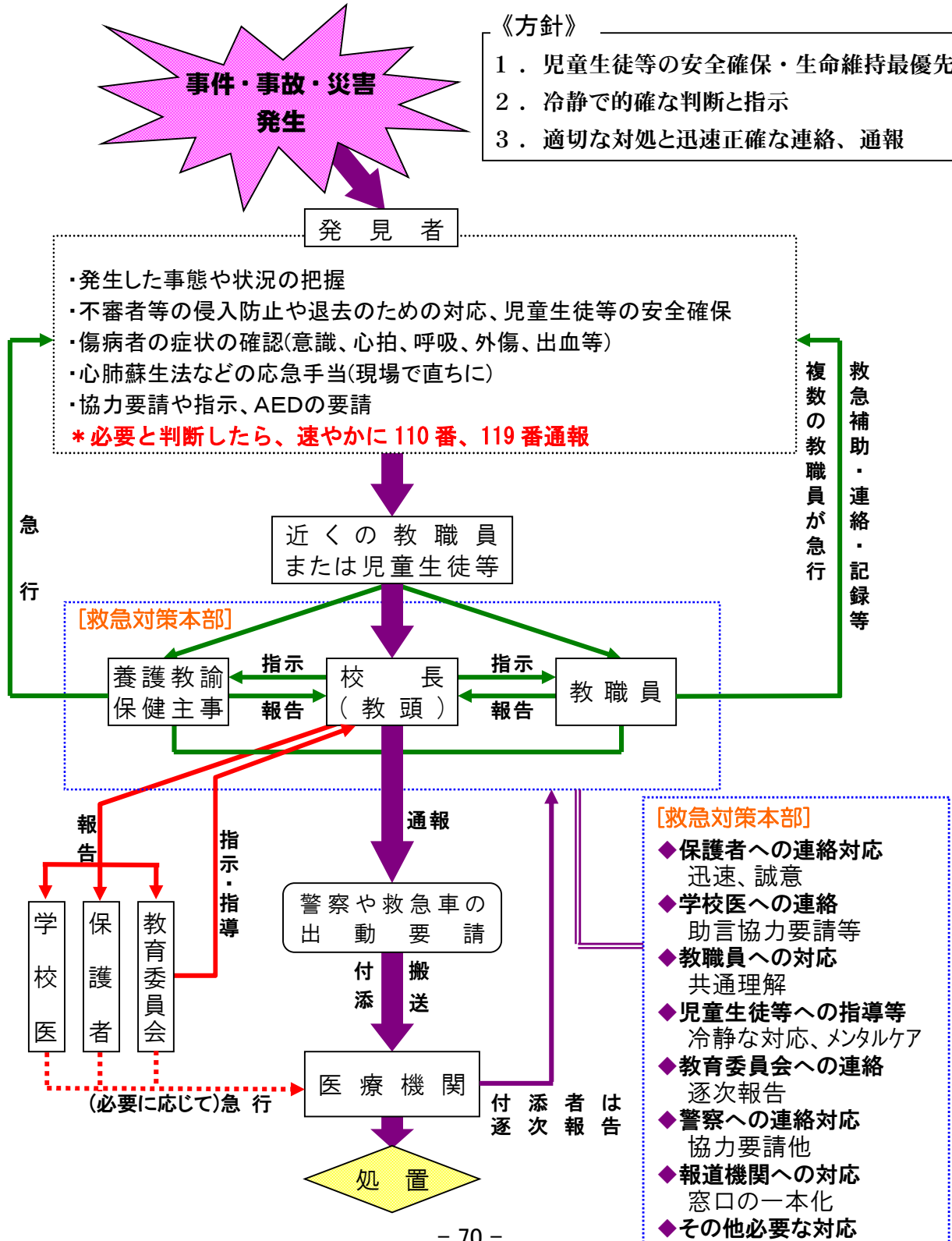
- ◇ 点検日を学校安全計画に記入し、定期的に点検を実施する。
- ◇ 点検により発見された問題点等については、早急に対策を講じる。
- ◇ 学校防災委員会では、点検結果の検証を行い、対応策や点検内容について評価と改善を行う。
- ◇ 児童生徒等による点検は、防災意識の向上など教育上の効果も期待できる。

## 4. 事故・災害等発生時の対応

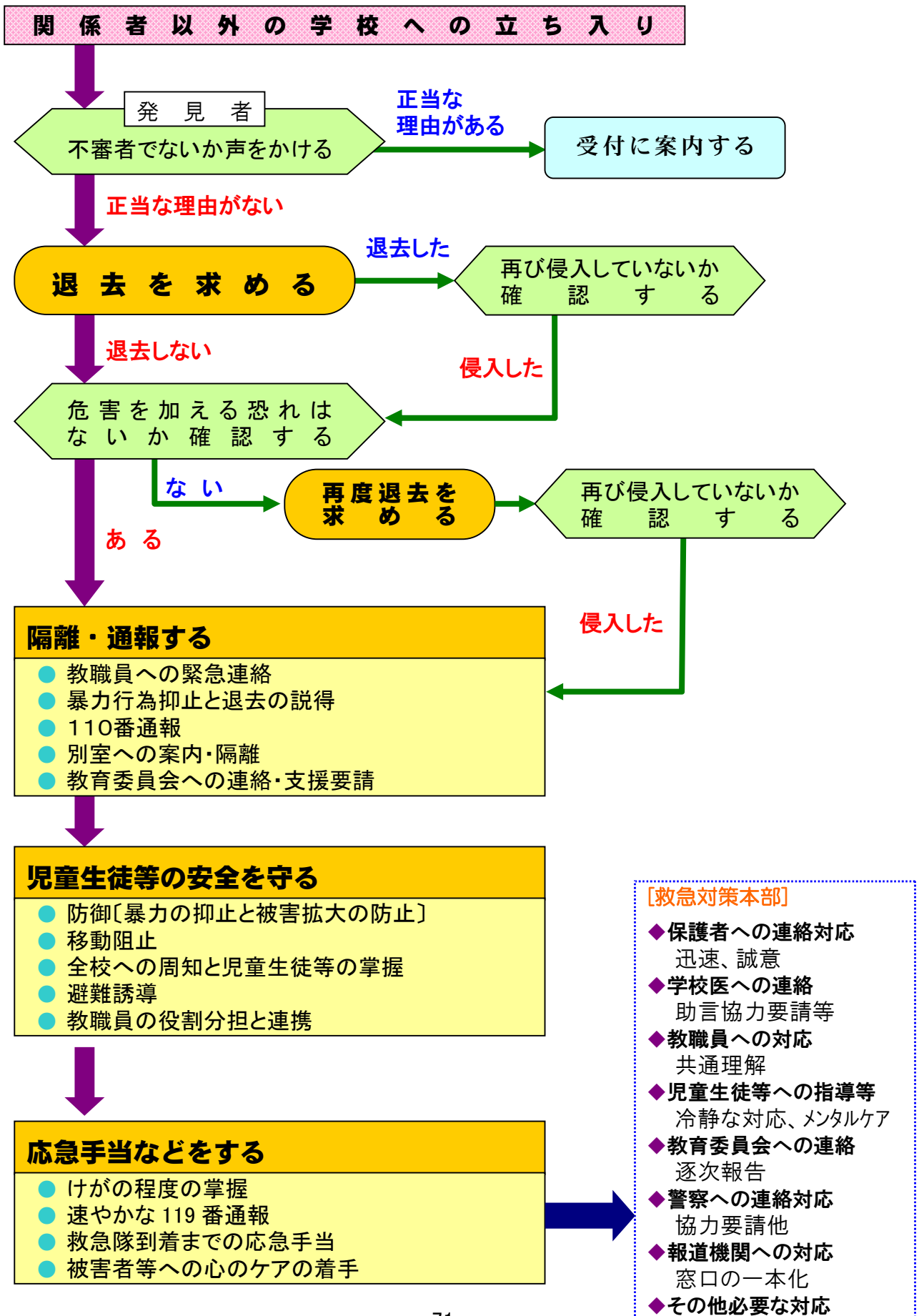
学校管理下において事件・事故・災害等が発生した場合に備え、あらかじめ決めておいた救急及び緊急連絡体制に沿って、**管理職のリーダーシップの下**、全教職員が適切な役割を分担し、**一丸となって対応できる体制**を整備しておく必要がある。

### (1) 事故発生直後の迅速な対応

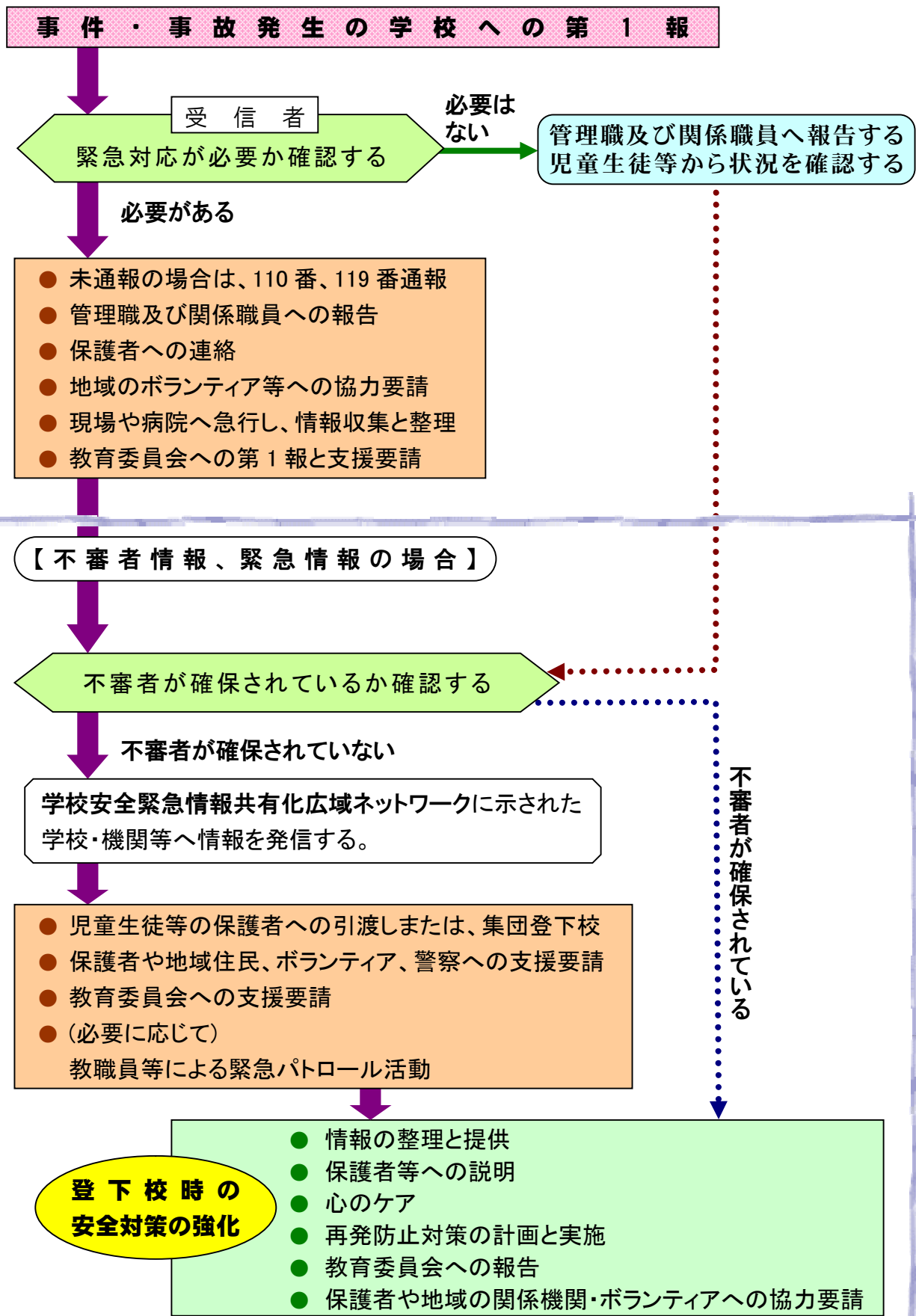
#### ① 校内での事故発生時の対処、救急及び緊急連絡体制例



## ②校内への不審者侵入時における緊急対応体制例

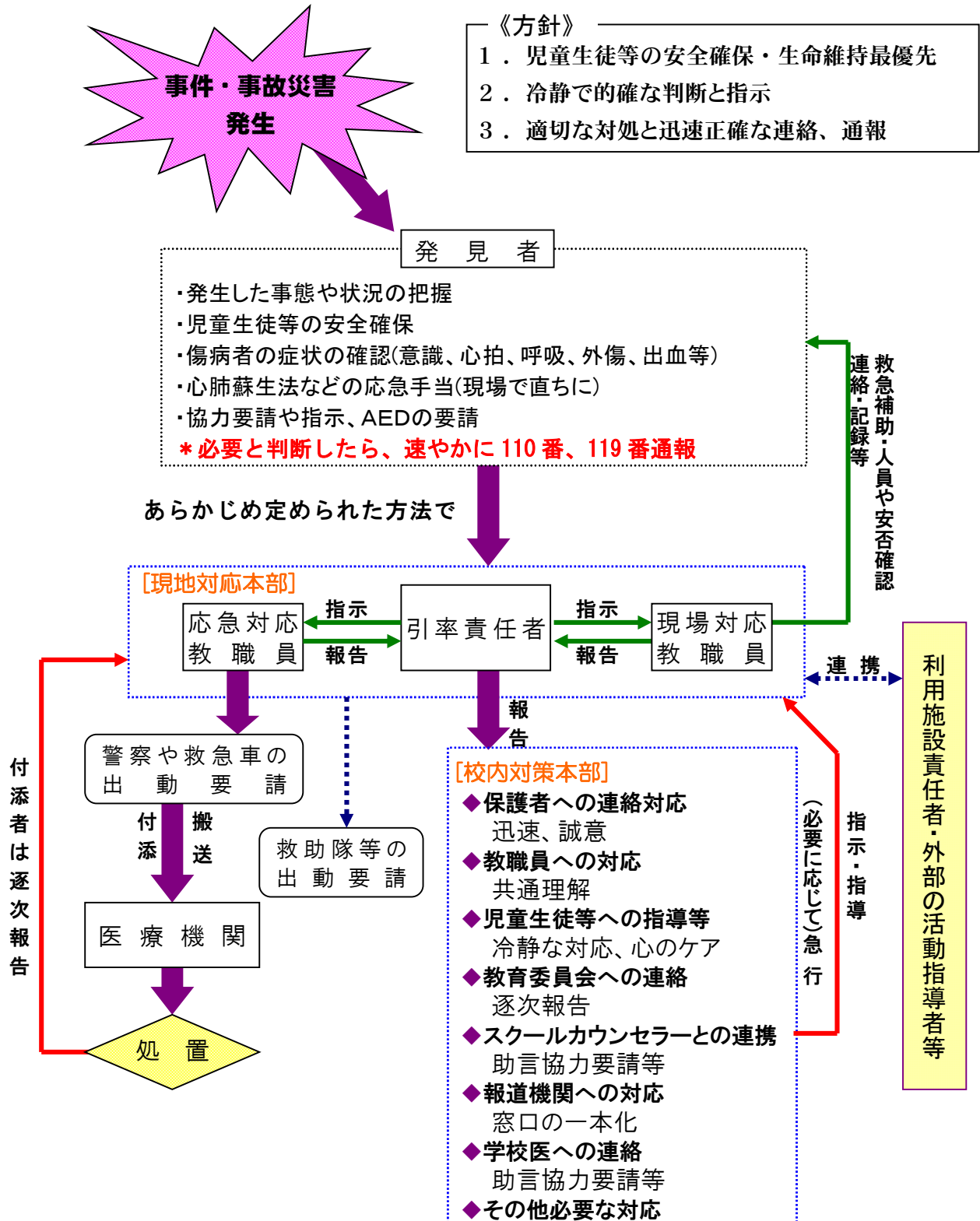


### ③登下校時等の校外での事件・事故発生時の緊急対応体制例



#### ④校外活動における対処、救急及び緊急連絡体制例

校外活動を実施する際には、事前の実地踏査等により、活動場所の安全管理や予測される危険等について、現地や利用施設の関係者と十分に検討し、天候の変化等、様々な状況に応じた対策を講じておくとともに、活動直前の最終確認の方法や緊急時における連絡体制、人員や安否の確認方法についても計画しておく。





## 「学校安全緊急情報共有化広域ネットワーク」運用ガイドライン

平成 17 年 12 月に構築した「学校安全緊急情報共有化広域ネットワーク」について、県教育委員会は、共有化する情報の内容及び内容に応じた伝達範囲・方法についての基準を次のとおり設定する。今後、不審者等事件が発生した場合は、この基準に従い、情報の伝達・共有に努めるものとする。

### 1 共有化する不審者等情報の内容

情報の緊急性及び重大性を考慮して、次のとおり分類する。ただし、共有化する情報は、不審者等の身柄が確保されていないものに限る。

情報分類	情報の内容
不 審 者 情 報	<p>■ 身体や衣服に直接触れることはないが、幼児児童生徒が不安感を覚え、危険性を感じる不審行動。</p> <p>(例示) ・ 声掛けやわいせつ的な言葉、暴言、盗撮</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 立ちふさがり又は後つけ</li> <li>・ 下半身を露出等したもの</li> <li>・ 校内に用もなく侵入し、その後、逃走したもの</li> </ul> <p>■ 身体や衣服に直接触れる行為で、幼児児童生徒が恐怖心を感じるもの。</p> <p>(例示) ・ 痴漢行為など</p>
緊 急 情 報	<p>■ 身体や衣服に直接触れることはないが、幼児児童生徒の安全を脅かすおそれのあるもの。</p> <p>(例示) ・ 同一又は近接した地域において、同様な不審行動が連続して発生し、注意喚起が必要と思われるもの</p> <p>■ 身体や衣服に直接触れる行為で、幼児児童生徒が恐怖心と危険性を感じるもののうち、広域的な被害拡大のおそれがある、あるいは被害が甚大と思われるもの。</p> <p>(例示) ・ 突き飛ばす、殴るといった行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>車に引き込まれそうになったもの(未遂) ※1</u></li> <li>・ <u>強制わいせつ、強姦(未遂も含む) ※2</u></li> </ul> <p>■ 刃物等の凶器を所持しており、幼児児童生徒の生命を脅かす危険があるもの。</p> <p>(例示) ・ 刃物等を所持して徘徊しているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 校内に刃物等を所持して侵入し、その後、逃走しているもの</li> <li>・ 身体や髪の毛等を切りつけたり刺した後、逃走しているもの</li> <li>・ 強盗や殺人事件等で凶器を所持し、逃走しているもの</li> </ul>

※1、2 「車で連れ去られた」事案や「強制わいせつや強姦に関する」事案については、警察の捜査上もしくは人権上等から、情報の共有を制限する場合もある。県教育委員会において、県警察本部と調整の上個別に対応するため、市町村教育委員会または学校等が、このような被害情報を入手した場合は、速やかに、県教育委員会に報告すること。(独自で情報伝達をしない。)

**学校等** …国・公・私立の保育所・幼稚園・小中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校・中等教育学校・高等専門学校・児童福祉施設



## 2 情報の伝達範囲及び方法

情報の分類に応じた伝達範囲及び伝達方法の基準を設定する。

情報分類	伝達範囲	伝達方法
不審者情報	市町村内及び近隣(原則、隣接)市町村内	<p><u>不審者事件等を認知した場合(速やかに)</u></p> <p>学校等 ⇒ 市町村教育委員会へ情報提供  <small>情報共有</small> ⇄ <small>情報共有</small>            警察署</p> <p>市町村教育委員会 ⇒ 情報受信後速やかに(FAX・メール・電話等) ⇒ 管内の学校等、自主防犯団体等(首長部局経由)、警察並びに近隣市町村教育委員会へ伝達</p>
緊急情報	<p>全県あるいは広域</p> <p>(伝達範囲は、既伝達先や不審者の逃走手段(徒歩・自転車・車等)、不審者事件発生場所等を勘案して県教育委員会で決定)</p>	<p><u>上記に加え</u></p> <p>国立・県立・私立・保育所等 ⇒ 県教委保健体育課・県関係課室(保育所等は市町村経由)へ情報提供</p> <p>市町村教育委員会 ⇒ 県教育事務所・支所 ⇒ 県教委保健体育課へ情報提供</p> <p>県教育委員会 ⇄ 県警察本部と情報共有</p> <p>県教育委員会 ⇒ 伝達範囲を決定 ⇒ 伝達地区内の県教育事務所・支所・市町村教委・県立学校地区拠点校・私学振興室・子育て支援課・県民安全課を経由し、地区内の学校等及び自主防犯団体等へ伝達</p>

## 3 留意事項、その他

- (1) この基準に基づき、市町村教育委員会は、地域の関係機関と調整の上、実情に応じた「市町村ネットワーク図」(具体的情報伝達先を明記したもの。)を作成するとともに、管内の学校等並びに自主防犯団体及び警察署等へ周知するものとする。
- (2) 市町村教育委員会は、情報の迅速な共有を図るため、「市町村ネットワーク図」に従い、速やかな情報伝達に努める。また、県教育委員会への情報提供(緊急情報)は、様式1により、事件等発生日時、場所、内容、不審者等の特徴とともに、情報の入手先と既伝達先等を明記するものとする。
- (3) 県民に対し情報伝達するにあたっては、個人が特定されないよう配慮する。
- (4) 市町村教育委員会は、伝達した情報の件数及び処理方法等を、様式2に基づき、四半期ごとに県教育委員会に報告するものとする。
- (5) 当ガイドラインは、必要に応じ、随時見直しを図る。また、市町村教育委員会は、「市町村ネットワーク図」を作成又は見直した際には、その都度、県教育委員会保健体育課へ提出する。

## ⑥新たな危機事象への対応

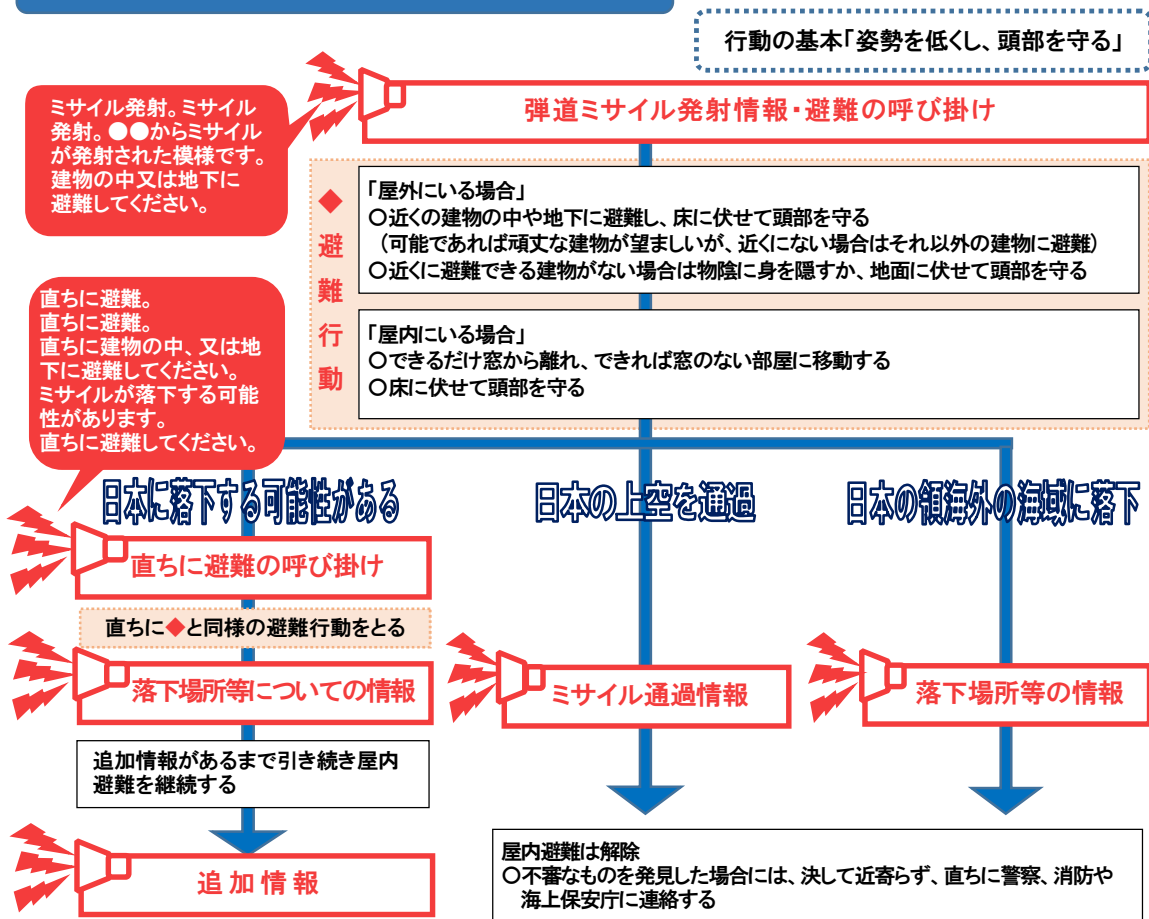
児童生徒等を取り巻く環境は日々変化しており、事件・事故・自然災害のみならず、近年は、スマートフォンやSNSの普及に伴う犯罪被害も顕在化している。また、学校への犯罪予告やテロ、弾道ミサイル発射等の国民保護に関する事案等の新たな危機事象への対応が求められており、学校における危機管理は、社会情勢の変化に応じて適時適切に見直しを図り、常に最新の状況にしておくことが重要である。

### ◇弾道ミサイル発射に係る対応

弾道ミサイルが発射され、日本に飛来する可能性がある場合は、全国瞬時警報システム（以下「Jアラート」）等により情報伝達され、市町村防災行政無線の屋外スピーカーからの警報や、携帯電話等のエリアメール・緊急速報メールが発信される。

#### ■学校にいる場合

Jアラートによる情報伝達と学校における避難行動(例)



#### 【校舎内の対応例】



窓から離れる。



机の下で身を守る姿勢をとる。



## 【校舎外の対応例】



グラウンド内で建物に避難できない場合は  
地面に伏せ、頭部を守る



体育館等では窓から  
離れて身を伏せる

### ■登下校中

屋外スピーカー等から警報が発せられる場合、ミサイル発射情報はテレビやラジオでも伝えられるほか、緊急速報として携帯電話等にもメールが配信されるので、聞こえてくる音を注意深く聞き、周囲の変化や人の行動も情報の一つとして考える。

電車やバス等、公共交通機関においては、車内に流れる情報や乗務員の指示を注意して聞き、その指示に従うことが大切である。

### ■児童生徒等が自宅等にいる場合

安全確認が取れるまで待機し、身の安全を確保する。こうした行動ができるようあらかじめ指導しておくことが重要である。あわせて、早朝等に弾道ミサイル発射情報が伝達された場合の登校時間の変更や臨時休業などの学校からの情報伝達の方法や安全確認の方法についても、あらかじめ決めた上で、周知しておく。

### ◇学校への犯罪予告・テロへの対応

学校への爆破予告などの犯罪予告があった場合、警察等の関係機関と連携した対策が求められる。警察の指示の下、教育委員会と連携し事案に応じて適切に対処することが必要である。

○学校においては、不審なものがないか等、以前と異なる状況を早期に発見できるよう、日頃から学校環境を整備し、特に薬品等の備品管理を徹底するとともに、安全点検等を実施する。

○「国民保護」に関する対応は、日々、新たな情報が更新されるため、本マニュアルのみにとらわれず、最新の情報を国民保護ポータルサイト等で取得し、適宜、危機管理マニュアルに反映する。

## 国民保護に関する情報について参照できるポータルサイト

【内閣官房 国民保護ポータルサイト】

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

【総務省消防庁】

<https://www.fdma.go.jp/about/organization/post-15.html>

## 全国瞬時警報システム（Jアラート）

全国瞬時警報システム（Jアラート）は、弾道ミサイル情報、緊急地震速報、津波警報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を国（内閣官房・気象庁から）から送信し、市町村防災行政無線（同報系）等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステムのこと。



## ◇インターネット上の犯罪被害への対応

近年、児童生徒等を脅かす犯罪被害として、インターネットを介した事案が多く発生しており、特にSNSに起因する被害は多様化・深刻化している。

- 学校においては、犯罪被害の未然防止及び問題の早期発見・被害防止のために、最新事例（警察庁Webサイト等を参照）の把握や情報モラル教育の充実に努めるとともに、被害があった場合は、警察、法務局・地方法務局にすぐに相談できるよう、日頃から、体制の構築をしておく。
- 保護者に対しては、児童生徒等がトラブルに巻き込まれないようするために、スマートフォン等の「フィルタリングサービス」の必要性について啓発するなど、保護者と児童生徒等と一緒に考える機会を作るように案内する。

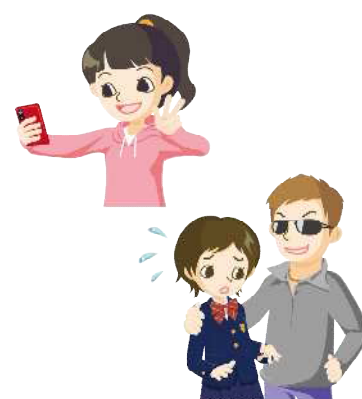
### 被害事例

#### ○ 自画撮り画像の送信

- ◆コミュニティーサイトで知り合った男性モデルになりすました男に、自分の裸の画像を送信させられた。

#### ○ 危険な出会い

- ◆親とけんかをし、宿泊場所の提供を求め、コミュニティーサイトに書き込んだところ、車で迎えに来た男から家出をするようにそそのかされ、そのまま男の家に連れていかれた。
- ◆コミュニティーサイトで知り合った男と実際に会った結果、わいせつな行為をされ、その様子をデジタルカメラで撮影された。その後、男から「学校にばらす」等と脅された。



### 加害者にもならない

近年、スマートフォン等の普及に伴い、手軽に写真や動画をインターネット上に投稿することができるようになったため、児童生徒等がトラブルや犯罪に加害者として関わってしまう可能性も大きくなっています。そのため、加害者にならないよう、他者の権利を尊重し、情報社会での自らの行動に責任をもち、適切に判断・行動できる力を身に付けさせることも大切である。

#### 【指導ポイント例】

- ◆人を傷つける書き込みは、人権侵害であり、犯罪になることもある。
- ◆自らの投稿で他人に損害を与えれば、損害を賠償する責任を負うこともある。

#### 【参考となる資料】

なくそう、子供の性被害。(警察庁)

[http://www.npa.go.jp/policy\\_area/no\\_cp/](http://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/)

インターネット利用に係る児童の犯罪被害等防止啓発動画(公益財団法人警察協会)

<https://www.keisatukyokai.or.jp/pages/43/>

情報モラル教育の充実(文部科学省)

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/detail/1369617.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1369617.htm)

青少年を取り巻く有害環境対策の推進(文部科学省)

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/ikusei/1354754.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/1354754.htm)

実践！みんなのネットモラル塾(愛知県県民文化局県民生活部社会活動推進課)

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/syakaikatsudo/netmoral-text.html>

## (2)自然災害発生時の対応

### ①自然災害発生時の校内組織の体制例

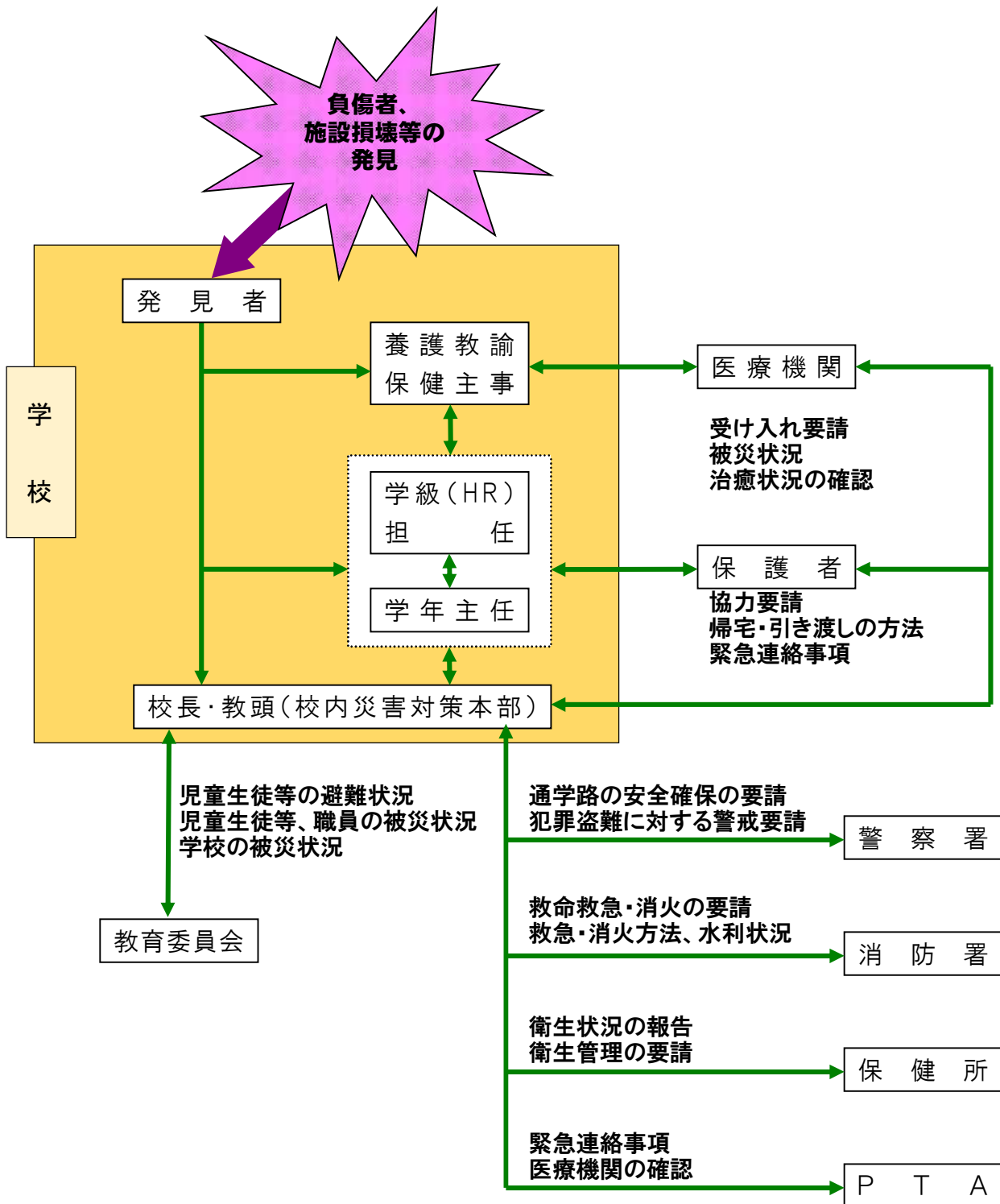
災害が発生した場合は、まず校内に災害対策本部を設置し、教職員がそれぞれの役割に応じた行動を速やかにとる必要があるため、次の例を参考にして、組織体制を定めておく。

なお、勤務時間外に県内で震度5強以上の地震が発生したことによって第3次非常配備（非常配備員：原則全職員）に就く場合には、原則としてそれぞれの勤務校に参集することになり災害応急対策業務又は地震防災応急対策の業務に従事するよう努める。

#### 【学校災害対策本部組織（例）】

本部 (校長・教頭・事務長等)	総括班	各班との連絡調整、非常持ち出し書類の搬出・保管、校内の被災状況把握、記録日誌・報告書の作成 等
	安否確認・避難誘導班	児童生徒等及び職員の安否確認・避難誘導、負傷者の把握、下校指導及び待機児童生徒等の掌握・記録 等
	安全点検・消火班	校内建物の安全管理、電気、ガス、水道、電話の被害確認、近隣の危険箇所の巡視、初期消火、二次災害の防止 等
	応急復旧班	応急復旧に必要な機材の調達と管理、危険箇所の表示 等
	救護班	児童生徒等及び教職員の救出・救命 等
	救急医療班	養護教諭及び救命・救急経験者で構成、医務室の確保、負傷者の保護・応急手当、関係医療機関との連携 等
	保護者連絡班	保護者への引渡し 等
	避難所支援班	避難者の名簿作成、救援物資の受入れと管理、ボランティアの受入れ 等

## ②自然災害発生時の連絡体制例



### ③地震発生時の対応

#### 在校中に地震が発生した場合

##### ■ 児童生徒等の安全確保

在校中に地震が発生した場合、最優先で行うべきことは、**児童生徒等の安全確保**である。日頃から、授業中、休み時間中を問わず、起こりうる様々な危険を予測し、状況に応じて臨機応変に行動し、**速やかに人員の掌握**ができるように繰り返し指導しておくことが大切である。

##### ● 基本的な対応の流れ（安全行動例）

	教職員の行動	児童生徒等への指示
① 自己の安全確保	<input type="checkbox"/> 冷静に的確な指示を出す。 <input type="checkbox"/> 安心させるよう声を掛ける。	<input type="checkbox"/> 机の下に身を隠し、机の脚をしっかりと持つ。 <input type="checkbox"/> 転倒、落下のおそれのある物や窓ガラス・電灯の下から離れる。 <input type="checkbox"/> 本、衣服、鞆などで頭を覆い、姿勢を低くする。 <input type="checkbox"/> 近くの窓や壁の反対側へ頭を向ける。
② 二次災害防止	<input type="checkbox"/> 火気を消す。（初期消火） <input type="checkbox"/> 電気製品のコンセントを抜く。 <input type="checkbox"/> ガスの元栓を閉める。	<input type="checkbox"/> 余震に注意する。
③ 避難	<input type="checkbox"/> 周囲の状況を確認する。 <input type="checkbox"/> 避難経路を確認する。 <input type="checkbox"/> 冷静に的確な指示を出す。 <input type="checkbox"/> 可能な限り複数で誘導する。	（校内放送やハンドマイクなどで） <input type="checkbox"/> 靴や上履きを履いたまま避難する。 <input type="checkbox"/> 落下物から頭部を守るため、鞆などを持つ。 <input type="checkbox"/> 煙などの吸引を防ぐため、ハンカチ等を持つ。 <input type="checkbox"/> 「押さない。走らない。しゃべらない。戻らない。」 （お・は・し・も）を徹底する。
④ 安否確認	<input type="checkbox"/> 名簿等で、人員及び負傷者の有無を確認し、本部へ報告する。 <input type="checkbox"/> 協力して、不明者の発見に努める。	<input type="checkbox"/> 人員確認できる体制を速やかに整える。
<b>⑤ 校内災害対策本部の設置</b>		
⑥ 負傷者対応	<input type="checkbox"/> 救護場所を設置し、保健主事や養護教諭が中心となり、応急手当を行う。 <input type="checkbox"/> 医師の手当を要する場合には、最寄りの医療機関と連携し、適切に搬送する。 <input type="checkbox"/> 施設内からの救出を要する場合には、二次災害に十分留意し、できる限りの範囲で救助活動を行う。 <input type="checkbox"/> 負傷者が多数の場合には、応急担架や複数搬送など最善の方法を工夫する。	
⑦ 二次災害防止	<input type="checkbox"/> 速やかに校内の安全点検を行い、被害状況の把握に努めるとともに、応急的な修理や危険箇所への立ち入り禁止措置等を講じる。 <input type="checkbox"/> 火災発生時には、校内防災組織により、消火活動を行う。 <input type="checkbox"/> 避難場所が危険な状態の場合や津波が予測される場合は、安全な場所へ移動させる。	
⑧ 報告	<input type="checkbox"/> 状況掌握後、「風水害等事故発生速報」を教育委員会へ報告する。	

● 被災場所別対応例

	予想される危険	指示・行動例
普通教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆窓ガラスの飛散</li> <li>◆天井・電灯の落下、壁の倒壊、床の破損</li> <li>◆書棚・清掃道具ロッカーなどの転倒</li> <li>◆花瓶などの落下</li> <li>◆冷暖房機器の転倒や落下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇慌てて外へ飛び出さない。</li> <li>◇机の下に身を隠し、机の脚をしっかりと持つ。</li> <li>◇出入り口の扉を開け、出口を確保する。</li> <li>◇使用中の冷暖房機器は停止させ、児童生徒等を遠ざける。</li> <li>◇転倒や落下のおそれのある物や窓・電灯の下から離れる。</li> </ul>
特別教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆彫刻物や展示物の転倒、絵画の落下</li> <li>◆グランドピアノの急激な移動</li> <li>◆書棚の転倒や倒壊、書物の落下</li> <li>◆テレビ等の転倒、スクリーンの落下</li> <li>◆コンピュータやディスプレイの落下</li> </ul>	
体育館	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆窓ガラスの飛散</li> <li>◆天井・照明・天井備え付け器具の落下</li> <li>◆壁の倒壊、床の破損</li> <li>◆グランドピアノの急激な移動</li> </ul>	
理科室・保健室	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆戸棚の転倒</li> <li>◆薬品棚の転倒や薬品の流出</li> <li>◆実験中の薬品の流出</li> <li>◆ガス器具やアルコールランプからの発火</li> <li>◆ガス漏れやガス爆発</li> </ul>	
家庭科室	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆戸棚の転倒</li> <li>◆調理器具の飛散</li> <li>◆実習中の熱湯や火気によるやけど</li> <li>◆ガス漏れやガス爆発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇包丁などの危険器具を除去する。</li> <li>◇熱湯に注意する。</li> <li>◇ガスコンロを消火し、ガスの元栓を閉める。</li> <li>◇食器棚近くから離れる。</li> </ul>
廊下・階段	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆窓ガラスの飛散</li> <li>◆天井・電灯の落下、壁の倒壊、床の破損</li> <li>◆展示物等の落下</li> <li>◆ロッカーなどの転倒</li> <li>◆児童生徒等の階段での転倒</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇近くの教室へ入り、机の下に身を隠す。</li> <li>◇階段の手すりをしっかりとつかむ。</li> <li>◇階段の手すりがない時には、駆け下りることなく、姿勢を低くして待つ。</li> </ul>
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆天井・電灯の落下、壁の倒壊、床の破損</li> <li>◆扉の歪み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇扉を開けて待つ。</li> </ul>
グラウンド	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆校舎の窓ガラスの飛散</li> <li>◆外壁などの倒壊</li> <li>◆バックネット、体育器具、遊具等の倒壊</li> <li>◆ブロック塀の倒壊</li> <li>◆地割れ、液状化現象、浸水、崖崩れ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇校舎、体育器具等から離れる。</li> <li>◇グラウンドの中央部など、安全な場所で姿勢を低くする。</li> <li>◇勝手に学校から出ない。</li> <li>◇地割れや液状化現象に気をつける。</li> </ul>



## 登下校中に地震が発生した場合

### ● 事前指導の内容

- 徒歩及び自転車通学者は、速やかに身の安全を確保し、最寄りの避難場所（学校や公園等）へ避難する。
- 公共交通機関利用者は、乗務員の指示・誘導に従い、慌てず落ち着いて行動し、最寄りの避難場所へ避難する。
- 避難後、登校するか、帰宅するか、その場で待機するかなど、身の安全を守る最善の方法を判断し、行動できるよう指導しておく。
- 該当の市町村が作成した帰宅支援マップ等を確認するよう指導しておく。

### ● 状況把握

#### 登校・下校中に学校へ戻った場合

- 在校している児童生徒等の名簿を作成する。
- 保護者へ連絡し、引渡し方法を協議する。
- 保護者と連絡が取れない児童生徒等は、学校で待機させる。

#### 自宅へ戻った場合

- 電話、災害用伝言ダイヤル等を利用し、安否確認をする。

#### 避難場所等へ避難した場合

- 安否確認できない児童生徒等については、教職員が通学経路や付近の避難場所へ出向き確認する。

#### スクールバス乗車中の場合

- 添乗職員は、被害の状況や児童生徒等の状況について、学校の災害対策本部へ報告し、対応についての指示を受ける。

### ● 予想される危険と安全行動例

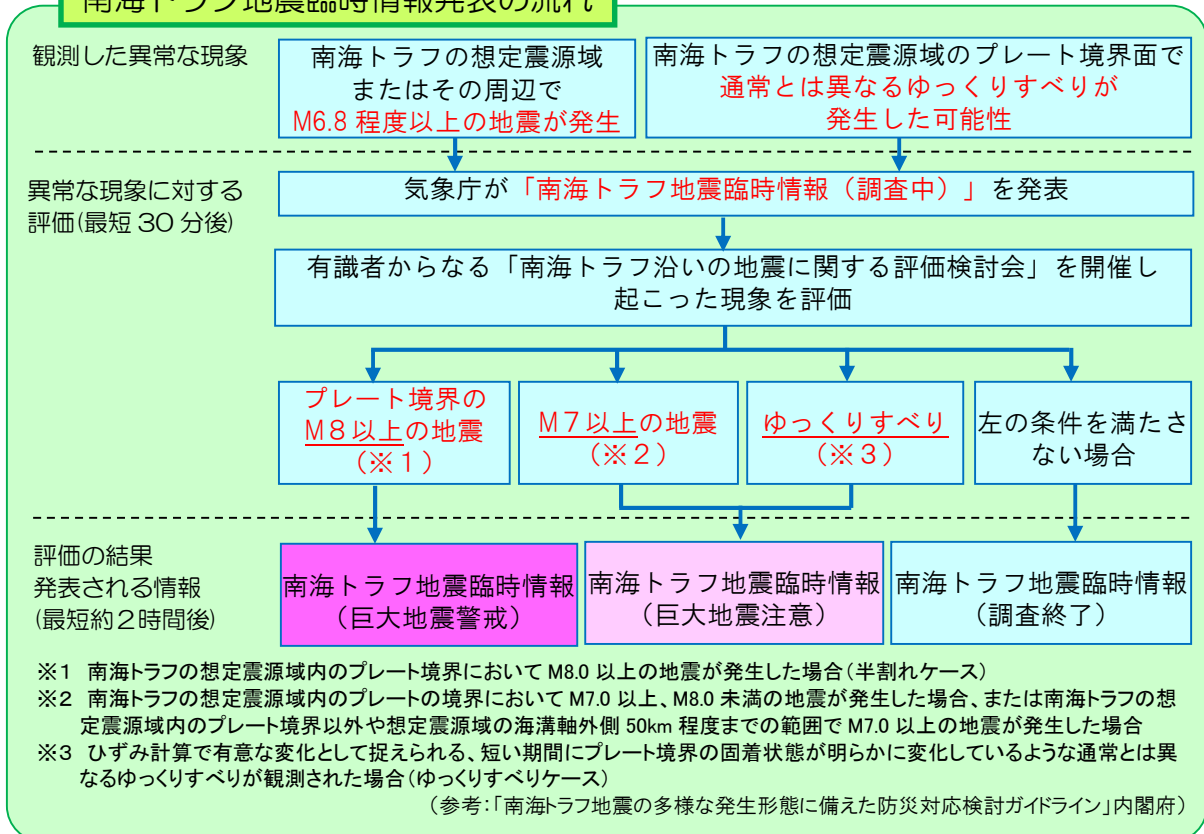
予想される危険	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆建物、門柱、ブロック塀、電柱、自動販売機などの転倒・倒壊</li> <li>◆看板、屋根瓦、ガラスなどの落下</li> <li>◆道路の地割れ、地盤沈下、崖崩れ、液状化現象</li> <li>◆電線の切断</li> <li>◆ガス管、水道管の破裂</li> <li>◆交通渋滞や交通事故</li> <li>◆歩道橋や橋の損壊</li> <li>◆津波、堤防の決壊による浸水や冠水</li> </ul>
安全行動例	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇倒壊するおそれのある建物などから離れる。</li> <li>◇鞆などで頭を覆い、安全な場所に避難する。</li> <li>◇切断した電線に触らない。</li> <li>◇河川や堤防から離れる。</li> <li>◇崖崩れのおそれのある場所から離れる。</li> <li>◇津波警報を待つことなく、海岸から離れ、高台へ避難する。</li> </ul>

## 校外活動中に地震が発生した場合

遠足、総合的な学習（総合的な探究）の時間における校外学習、職場体験、校外での部活動、修学旅行、林間学校などでは、地理や建物の構造等を熟知していなかったり、予想外の危険に遭遇したりすることがある。事前の現地踏査を十分に行い、対策を講じておく必要がある。

予想される危険	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆道路の地割れ、地盤沈下、崖崩れ、液状化現象</li> <li>◆建物、樹木などの倒壊や火災</li> <li>◆窓ガラスの飛散、天井・外壁などの倒壊</li> <li>◆列車やバスなどの交通機関の混乱</li> <li>◆避難場所や避難方法の不徹底による混乱</li> </ul>
安全行動例	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇事前の現地踏査によって、地理・地形・建物・避難場所・医療機関等を確認しておく。</li> <li>◇事前及び現地での安全に関する指導を徹底する。</li> <li>◇災害発生時には、動揺から自分勝手に行動しないように指導しておく。</li> <li>◇人員掌握と負傷の確認が迅速にできるように指導しておく。</li> <li>◇災害発生時には、引率責任者の指示の下、引率教職員が連携を図りながら、児童生徒等の安全確保に努める。</li> <li>◇学校との速やかな連絡に努める。</li> <li>◇保護者に対し、状況や対応策について説明する。</li> </ul>

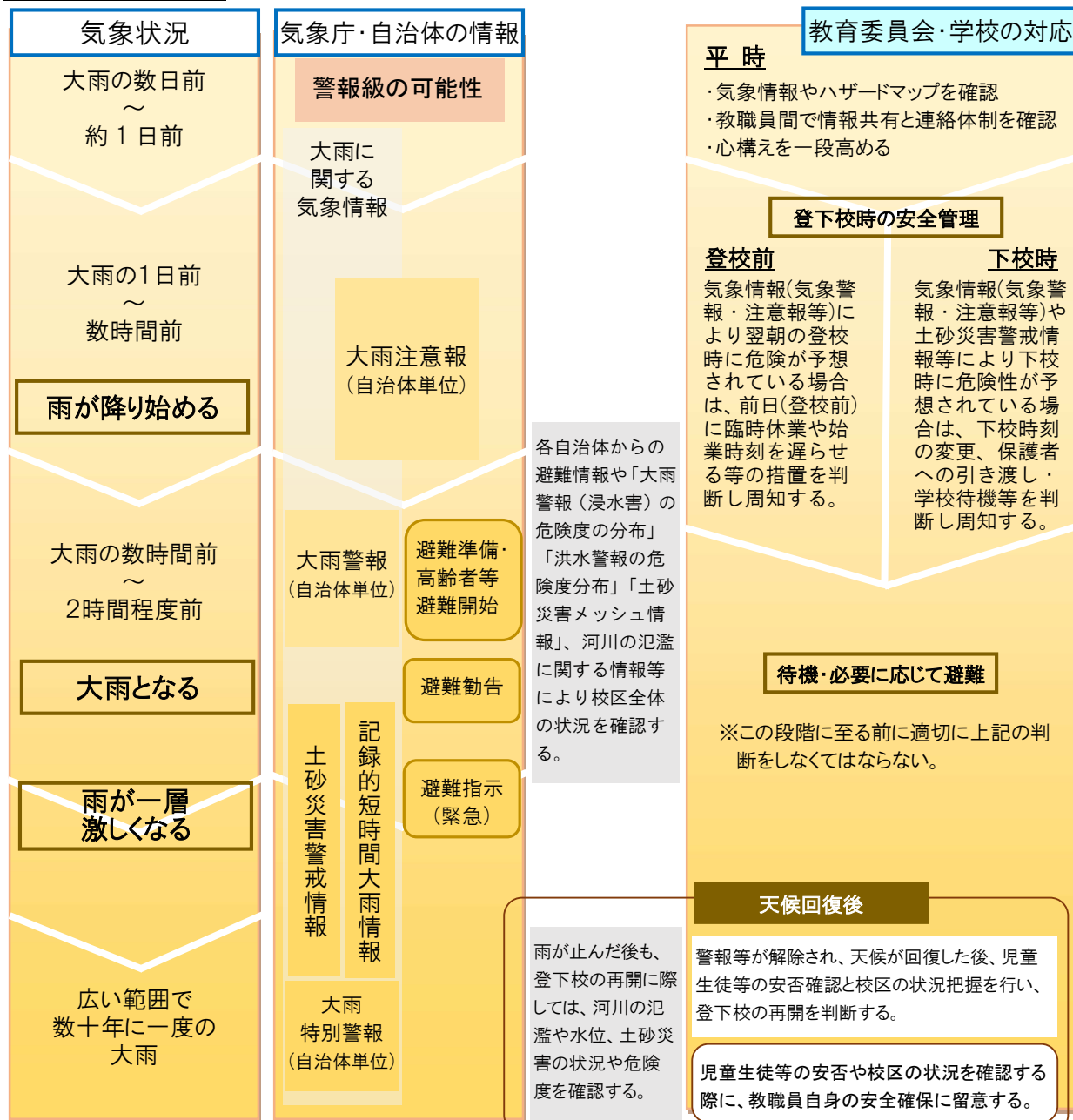
### 南海トラフ地震臨時情報発表の流れ



## ④ 気象災害への対応

気象災害に関しては、時々刻々と変化する気象状況への対応が遅れないよう、順次発表される気象情報に対して状況に即した的確な対応を時間軸に沿って適時実行することが求められる。様々な気象災害発生時に適切に対応できるように事前に準備を行っていくことが大切である。

### 大雨発生時の対応



(参考:「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」文部科学省)

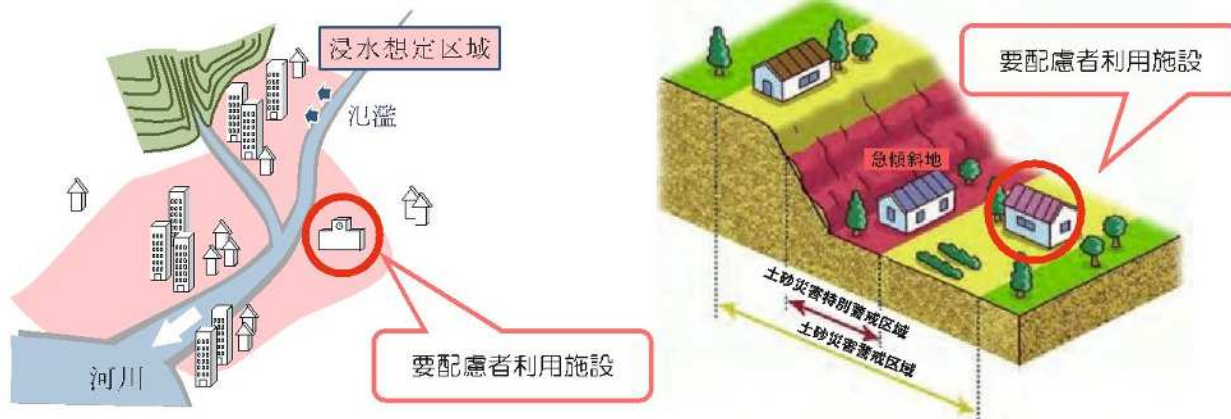
各学校においては、平時より各自治体のハザードマップなどで浸水想定区域、土砂災害警戒区域または津波災害警戒区域の危険な場所を事前に確認しておく必要がある。その上で、気象庁から大雨、台風等の気象情報が発表された際には、各自治体の避難に関する情報にも留意し、できるだけ早期に対応を検討することが重要である。

● 浸水想定区域、土砂災害警戒区域または津波災害警戒区域に立地している場合の事前準備

各学校においては、各自治体の地域防災計画やハザードマップを基に浸水想定区域、土砂災害警戒区域または津波災害警戒区域を確認し、状況を把握するとともに、必要な事項を危機管理マニュアルに反映することが大切である。

<洪水浸水想定区域>

<土砂災害警戒区域>



※要配慮者利用施設とは社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上配慮を要する方々が利用する施設である。市町村地域防災計画に定められた浸水想定区域、土砂災害警戒区域または津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者または管理者は、**避難確保計画を作成**するとともに市町村に報告することや**避難確保計画に基づく訓練を実施**することが義務づけられている。

**雷発生時の対応**

落雷は、身近に起こりうる災害の一つであり、落雷による事故は多数起きている。しかし、そのほとんどが注意すれば防げたものばかりであり、避雷対策を教職員一人一人が身に付け、児童生徒等にも徹底しておく必要がある。また、屋外で行う活動や野外活動などの学校行事に際しては、気象情報の収集に努める。

● **雷の危険性**

- ◆ 雷の電流は、一般家庭の**数百から数百万倍**
- ◆ 雷の直撃を受けると**80%以上**が死亡
- ◆ 落雷死亡者数は、**年平均13.8人**（1994～2003警察白書）
- ◆ 直接人体に落雷する**直撃雷**と樹木等から雷が飛び散る**側撃雷**がある。

● 初期対応

- ◆ テレビやラジオ、インターネット等での雷注意報の情報収集
- ◆ **気象庁レーダー・ナウキャスト**等による最新情報の把握

## ● 落雷の予兆

- ◆ 急に厚い雲が広がり周囲が暗くなる。
- ◆ 突風や気温の低下、激しい雨
- ◆ 雷鳴
  - ・ 雷鳴はかすかでも危険信号
  - ・ 雷鳴が聞こえなくても突然落雷が発生する可能性がある。
  - ・ 雷鳴が聞こえなくなっても、20分くらいは落雷の危険がある。

## ● 避難の留意点

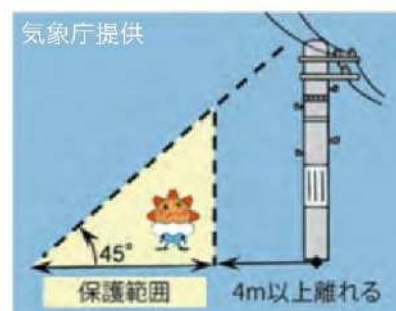
- 校舎や体育館など屋内(蛍光灯や電気器具から1m以上離れる)に避難・待機させる。
- 屋内への避難が難しいときは、落雷を回避できる「保護範囲」※1に速やかに避難させる。

- ・ グラウンドなどでは、中央付近は危険
- ・ 広いキャンプ場では、テントの中はかえって危険

※1 電柱、煙突、鉄塔、建築物など高い物体の頂上を45度以上の角度で見上げる範囲で、その物体から4m以上離れた場所

- 樹木の近くでは、「側撃」※2を受ける可能性が高いため、直ちに2m以上離れ、その後、安全な空間に避難させる。

※2 落雷を受けた物体あるいは人から放電して被害を受けること。



## <落雷事故事例>

### ■事例① 部活動中に…

野球の練習試合中に、降雨のため一時中断していたところ、雨が上がり雲が切れ、青空も見えてきたため試合を再開しようとしたとき、マウンドにいた生徒が突然落雷を受け、死亡。(2014.8 愛知県)

### ■事例② 体育祭中に…

体育祭の午後からの応援合戦中に、グラウンド脇の森に落雷。仮設スタンド最前列に座っていた生徒8人が負傷。足から下半身にしびれが走った。内一人が下肢切断、機能障害。(2005.9 福岡県)

### ■事例③ 自転車で走行中に…

部活動のため校外の体育館へ自転車で移動していた。並木道になっている国道の歩道を走行していたところ、落雷。高校生3人負傷。(2015.9 埼玉県)

## 竜巻発生時の対応

竜巻は、発生予測が難しく移動速度も速いことから、発生時には迅速な対応が求められる。竜巻の予兆が見られたら、竜巻注意情報の有無にかかわらず厳戒態勢をとり、対応の準備をし、児童生徒の安全確保に努める必要がある。

### ● 初期対応

- ◆ テレビやラジオ、インターネット等での竜巻注意情報の情報収集
  - ◆ **気象庁レーダー・ナウキャスト**等による最新情報の把握
- ※**竜巻注意情報の有効期間は発表されてから約1時間**である。**再度発表されることもある**ので注意すること。

### ● 竜巻の予兆

#### ● 積乱雲が近づくサイン



真っ黒い雲が近づいてきた



雷の音が聞こえてきた



急に冷たい風が吹いてきた

### ● 避難の留意点

#### ○屋内にいる場合

- ・ 窓を閉め、カーテンを閉めて窓から離れる。
- ・ 雨戸やシャッターを閉じる。
- ・ 地下室や建物の最下階へ移動する。
- ・ 丈夫な机の下に入る、上着や荷物などで頭部を覆う等の避難姿勢をとる。

#### ○屋外にいる場合

- ・ 近くの頑丈な建物へ移動する。
- ・ 車庫や物置、プレハブ、橋や陸橋の下へは行かない。
- ・ 屋根瓦など飛散物に注意する。

#### 【参考】

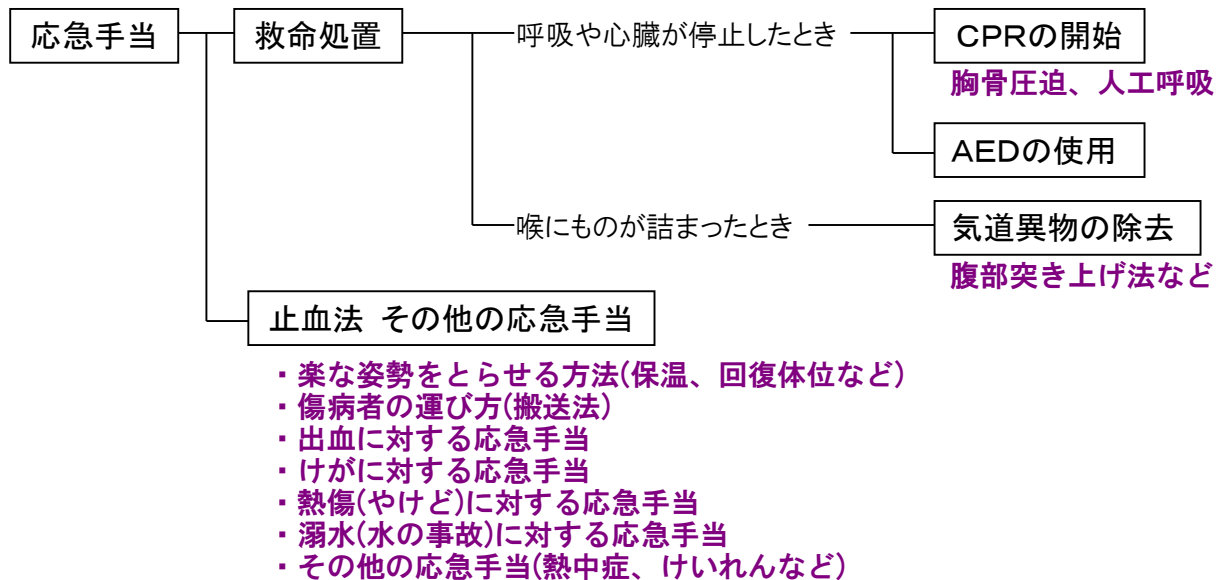
気象庁レーダー・ナウキャスト(降水・雷・竜巻)

<https://www.jma.go.jp/jp/radnowc/>

### (3) 応急手当・心肺蘇生法

#### ① 応急手当について

応急手当には、迅速さや正確さが強く要求されるため、日ごろから全教職員が応急手当の手順を確実に習得し、自信を持って行えるようにしておくことが、緊急時に児童生徒等の命を守るために必要不可欠である。

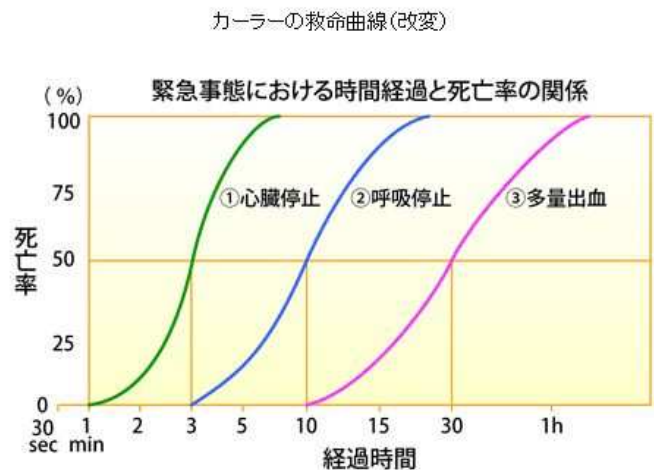


#### ◆ 心肺蘇生法の講習の重要性

カーラーの救命曲線によると、心停止後約3分で死亡率が50%となる。

また、人間の脳は、心停止後約3～5分で、大きなダメージを受ける。日本では救急車の到着時間が平均6分であるため、救急隊が現場に到着するまでに、現場に居合わせた人ができるだけ早く心肺蘇生法を実施することが重要である。学校においては、すべての教職員が心肺蘇生法を身に付け、誰でもが自信を持ってそれを実施できるよう、繰り返し講習を受けておく必要がある。

さらに、児童生徒等に対しても、その重要性について十分に理解させるとともに、特に中学生や高校生には、具体的な手法についても指導し、緊急時に適切に対応できる技能と態度を育成する。



- ①心臓停止後3分で50%死亡します。
- ②呼吸停止後10分で50%死亡します。
- ③多量出血後30分で50%死亡します。

## ◆ 救命の連鎖

心停止や窒息という危機的状況に陥った傷病者や、これらが切迫している傷病者を救命し、社会復帰に導くためには「救命の連鎖」と呼ばれる4つの要素が必要となる。

### 1. 心停止の予防

事故の防止や変調の初期症状への気づき

### 2. 早期認識と通報

倒れている人や反応のない人には直ちに心停止を疑う  
応援の要請、AEDの手配要請、119番通報

### 3. 一次救命処置 (CPR と AED)

胸骨圧迫と人工呼吸による心肺蘇生  
AED

### 4. 二次救命処置と心拍再開後の集中治療

医師や救急救命士による処置  
専門の医療機関での集中治療

日本救急医療財団/日本蘇生協議会

## 「JRC 蘇生ガイドライン 2015」 一次救命処置 (BLS; basic life support) のポイント

- 傷病者に反応がなく、呼吸がないか、しゃくりあげるような不規則な呼吸(死戦期呼吸)が認められる場合、あるいはその判断に自信が持てない場合は心停止、すなわち CPR の適応と判断し、**ただちに胸骨圧迫を開始する。**
- 訓練の有無にかかわらず**すべての救助者**は心停止の傷病者に対して**胸骨圧迫**を実施する。
- 胸骨圧迫は**約5cmの深さ(6cmは超えないようにする)**で、1分間あたり**100回~120回のテンポ**で実施する。
- 救助者が人工呼吸の訓練を受けており、それを行う技術と意思がある場合は、胸骨圧迫と人工呼吸を**30:2**の比で実施する。
- 訓練を受けていない救助者は、119番通報をして**指令員の指示**により CPR を実施する。

《小児への BLS 留意点》

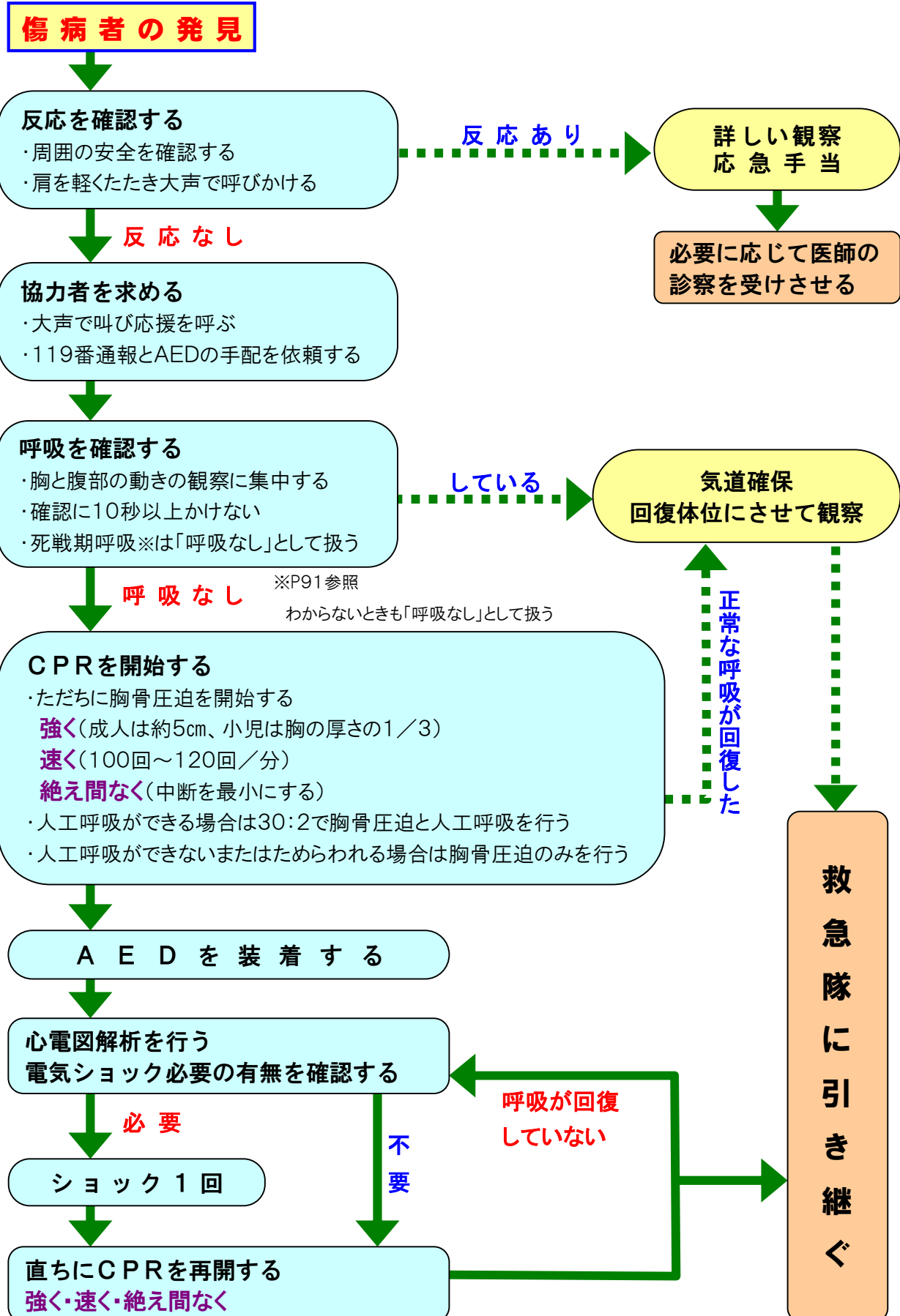
- 成人と同様に胸骨圧迫から開始するが、小児への人工呼吸の有効性が明らかなため、準備ができしだい早急に人工呼吸を実施する。
- AED 使用時に小児用パッドがない場合は成人用パッドを使用してもよいが、パッド同士が重なり合わないよう注意する。

※「JRC 蘇生ガイドライン 2020」が2020年度末に公開される予定。常に最新版を確認するようにすること。

**C P R (Cardio Pulmonary Resuscitation) : 心肺蘇生法**



## ②一次救命処置の流れ(CPRとAEDの使用)



## ◆ CPRの手順と留意点

### ① 胸骨圧迫

- ◆ 圧迫部位は胸骨の下半分とする。
- ◆ 成人では胸が約5 cm沈むように圧迫するが、6 cmは超えないようにする。小児では胸の厚さの約1 / 3が沈み込む程度に圧迫する。
- ◆ 毎回の圧迫後には、胸を完全に元の位置に戻すために、圧迫と圧迫の間に胸壁に力がかからないようにする。
- ◆ 1分間あたり100回～120回のテンポで圧迫する。
- ◆ 複数の救助者がいる場合は、位置やテンポ、深さが適切であるかを相互に確認する。
- ◆ 疲労による質の低下を最小とするために、救助者が複数いる場合には、1～2分ごとを目安に胸骨圧迫の役割を交代する。
- ◆ 感染症の感染が疑われる場合は、エアロゾルの飛散を防ぐため、胸骨圧迫を開始する前に、ハンカチやタオルなどがあれば傷病者の鼻と口にそれをかぶせる。



### ② 気道確保と人工呼吸

- ◆ 胸骨圧迫と人工呼吸を30：2の比で行う。
- ◆ 頭部後屈あご先挙上法（右図中段）により気道確保を行う。
- ◆ 1回換気量の目安は傷病者の胸の上がりを確認できる程度とする。
- ◆ 可能であれば、救助者は感染防護具を使用する。
- ◆ 感染症の感染が疑われる成人に対しては、人工呼吸を行わない。（感染症の感染が疑われる小児に対しては、救助者が人工呼吸の訓練を受けており、それを行う技術と意思がある場合は人工呼吸を行う。）



### ③ AED

- ◆ 前胸部と側胸部にパッドを装着するが、傷病者の状況等によっては、前胸壁と背面、または心尖部と背面に装着する。
- ◆ 未就学の小児に対しては、小児用パッドを使用するが、小児用パッドがない場合には、成人用パッドで代用する。小学生以上に対して小児用パッドを用いてはならない。
- ◆ ペースメーカーや植込み型除細動器（ICD）を使用している成人に対しては、パッドを機器本体から少なくとも8 cm離して装着する。

### ④ 一次救命処置の継続

- ◆ AEDを装着している場合は音声ガイドに従って解析やショックの後、CPRを再開する。
- ◆ 正常な呼吸や目的のある仕草など、明らかな自己心拍再開と判断できる反応が出現しない限り、胸骨圧迫を継続する。
- ◆ 自己心拍再開と判断できる反応が出現した場合は、十分な循環が回復したと判断してCPRをいったん中止してよい。ただし、AEDを装着している場合は電源は切らず、パッドは貼付したままにしておく。

## 5. 事後の対応と学校事故対応

事故等発生後、速やかに児童生徒等の安否を確認するとともに、必要に応じて学校に待機させるか、保護者へ引き渡すのかなど、児童生徒等の**安全を第一に考えた判断**をする必要がある。また、学校からの情報発信などについて、情報通信網が不通の場合に備え、事前に保護者等とルールを決めておくことも大切である。

さらに、児童生徒等への**心のケアに十分配慮**するとともに、再発防止に向け、**事故の背景や要因について調査・検証**を行い、適切に関係者と情報を共有することも重要である。

### (1) 事後の対応

#### ① 安否確認

安否確認については、状況別に整理することや体制を複数整えておくことが大切である。また、学校からの情報発信については、情報通信網が不通の場合に備え、地域や避難施設などの活用や事前に保護者とのルールを決めておくことが大切である。

#### 安否確認の内容(例)

- 児童生徒等の家族の安否・けがの有無
- 被災状況
  - ・児童生徒等の様子
  - ・困っていることや不足している物資
- 居場所(避難先)
- 今後の連絡先・連絡方法

#### 安否確認の留意点

##### 1 児童生徒等が学校内にいる場合の安否確認

- 負傷者がいるかどうか、全員を集合させるまたは、授業等の担当者が把握して報告する。
- 休み時間や放課後などは、教職員はあらかじめ決められた、それぞれの担当場所に急行し、速やかに負傷者の有無を確認する。
- 児童生徒等が校舎外に出て、学校周辺の店や民家、「こども110番の家」などに避難していないか調べる。(校外活動中の場合も同様の安否確認を行い、学校に報告する。)

##### 2 児童生徒等が登下校中や自宅にいる場合の安否確認

児童生徒等の自宅やその周辺、学校周辺の店や民家、「こども110番の家」、避難所などに避難しているものがないか、けがをしていないかを調べる。その際、教職員が被害(二次被害等も含め)に巻き込まれないように注意することが大切である。

##### 3 安否情報の集約

- 職員室や事務室など、各学校で情報を集約する場所、総括担当者を決め、確認を進める。(事前に負傷者名簿を備えておくことが大切である。)
- 負傷者がいる場合には、速やかに応急手当の実施や救急車の要請などの対応に移る。
- 学校の電話に問い合わせが殺到し、使用できなくなることに備え、連絡・通信手段の複線化を図っておく。

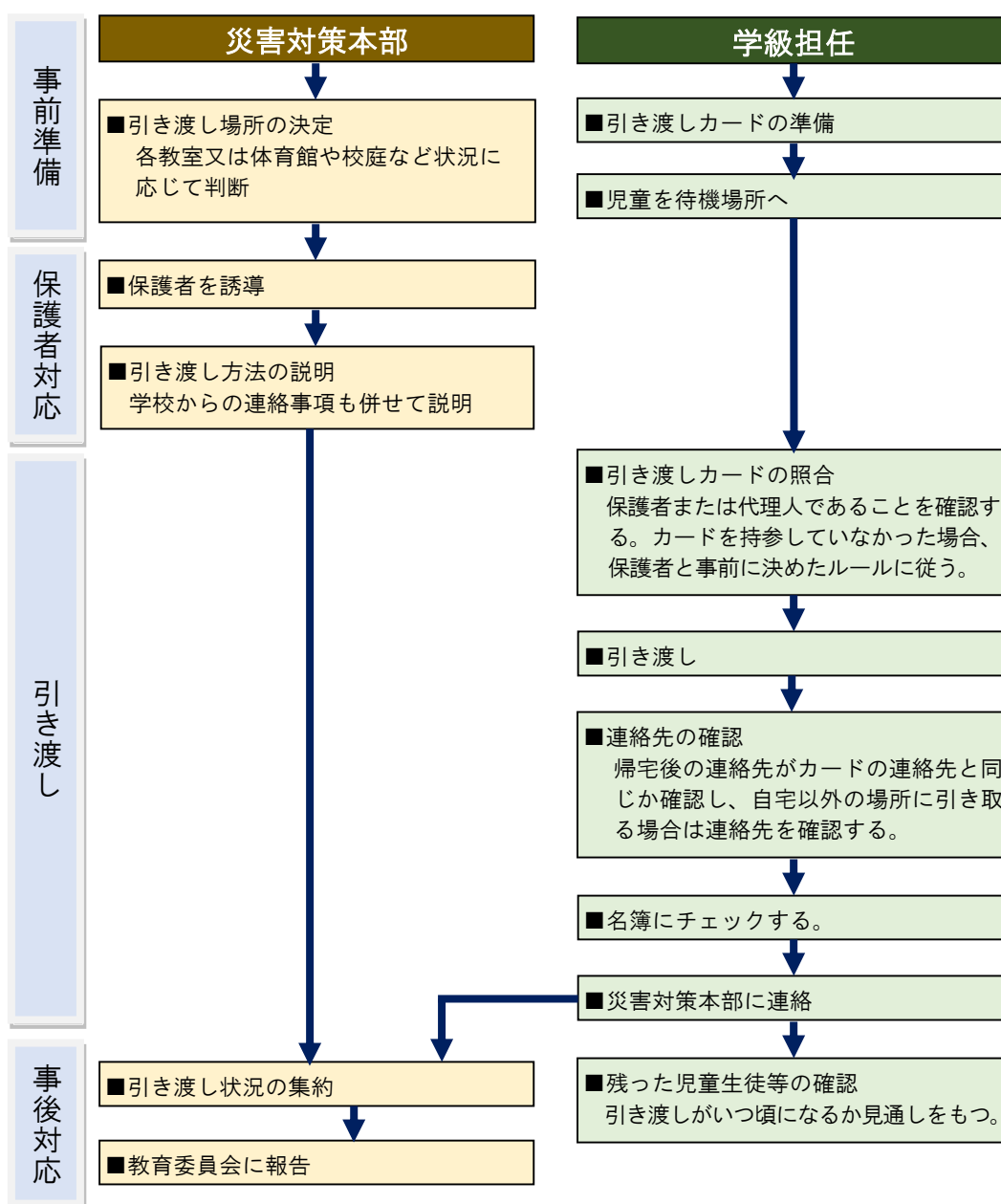
## ②引き渡しと待機

引き渡しの判断時には、地域の様子や被害の状況、今後の見通しなどの情報を複数の方法で収集し、児童生徒等の安全を最優先にした判断が求められる。

### 引き渡しの判断基準例

- 通学路に被害が発生していないか。
- 地域の被害が拡大する恐れはないか。
- 下校の時間帯に危険が迫ってこないか。
- 引き渡す保護者にも危険が及ばないか。

### ■ 校内における引き渡しの手順（小学校の例）



（参考：「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」文部科学省）

### 【児童生徒等引き渡し・緊急避難先カード 作成例】

年 組 番		ふりがな 氏 名			年 月 日生		
				( )才	血液型( )型		
自宅	(住所)						
	(電話)( ) —						
保護者			(続柄)	(連絡先)( )	—		
			(続柄)	(連絡先)( )	—		
その他			(続柄)	(連絡先)( )	—		
在学	年 組 番			年 組 番			
兄弟姉妹	(氏名)			(氏名)			
引き渡し	場 所	引取人氏名	続柄	日 時		引渡人	
	① 学 校			月 日	時 分		
	②			月 日	時 分		
	備考						
緊急避難先	一 次 場 所	(避難所名)				宿泊(可・否)	
		(住所)					
		(電話番号)( ) —					
	二 次 場 所	(避難所名)				宿泊(可・否)	
		(住所)					
		(電話番号)( ) —					

### ③避難所としての対応

市町村の地域防災計画では、多くの学校が災害時の避難所として指定されている。しかし、これまでの大規模災害の経験を踏まえれば、災害時には避難所として指定されているか否かにかかわらず、地域の被災者が身近な学校に避難してくると考えられる。さらに、一時的な避難にとどまらず、避難期間が長引いて、学校が被災者の生活の場となることも考えられる。

また、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発せられた場合において、事前避難対象地域については、市町村から避難勧告・指示が出される可能性が高いことに加え、それ以外の地域においても、地域住民の自主避難も予想される。このため、各学校にあっては、避難所となった場合を想定して、災害時における教職員の組織づくりや対応手順の確認を行い、円滑な避難所運営が図られるよう、市町村防災担当部局や地域住民等関係者・団体と体制整備を図り、できる限り地域住民等が主体的に開設・運営ができる状況を作っておくことが大切である。さらに、避難所内の過密抑制及び感染防止の対策を講じていく必要がある。

● 学校が避難所となる場合の過程（例）

	災害状況等	避難所としての機能	協力内容として考えられる例
救命避難期	(～直後) 地震・津波発生 ライフラインの途絶 地域社会の混乱 継続する余震 等	地震発生 ↓ 地域住民等の学校への避難	施設設備の安全点検 開放区域の明示 駐車場等を含む誘導
生命確保期	(数分後) 消防・警察・自衛隊等の 救助開始	避難所の開設 ↓ 避難所の管理・運営	名簿作成 関係機関への情報伝達と収集 水や食料等の確保 備蓄品の管理と仕分け、配付等
生活確保期	(数日後) 応急危険度判定士による 安全点検	自治組織の立ち上がり ↓ 自治組織の確立	自治組織への協力 ボランティア等との調整 要援護者への協力 等
学校機能再開期	(数週間後～) 仮設住宅等への入居等	避難所機能と学校機能の同居 ↓ 避難所機能の解消と学校機能の正常化	学校機能再開のための準備
		↓ 日常生活の回復	

(参考：「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」文部科学省)

- 少人数で運営を担わざるを得ない事態が発生することもある。
- 児童生徒等の安全確保や授業再開時の混乱防止等のため、児童生徒等と避難者のスペースや動線を分けておく必要がある。
- 仮設トイレ等の避難所として必要なスペースや車両の進入経路の確保等、避難所としての学校施設の利用計画が十分であるか確認しておく。

### 施設利用計画

学校は教育施設であり、基本的には教育活動の場であることから、学校教育に重大な支障が生じないように十分配慮することが必要である。

文部科学省は、学校教育活動に支障のないよう配慮しながら、余裕教室などを利用し、防災機能の整備を図るよう通知している。(平成7年6月5日 文教施第168号 文部省教育助成局長通知)

#### ● 収容施設への割当て

避難者の居住スペースや避難所運営に必要なスペースを設定するとともに、教育活動を見据えて開放する部分とそれ以外の部分を明確に区分することが大切である。

- (ア) あらかじめ、屋内・屋外の収容可能な施設と人数を把握しておく。なお、避難所の過密抑制対策として、避難者が十分なスペースを確保できるよう留意する。

#### 【避難所における1人当たりの必要最低面積】

発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積……………	1 m <sup>2</sup> /人
緊急対応初期の段階で就寝可能な占有面積……………	2 m <sup>2</sup> /人
避難所生活が長期化し荷物置場を含めた占有面積……………	3 m <sup>2</sup> /人

(愛知県直下型大地震対策調査研究報告書より)

- (イ) 体育館・武道場やグラウンドを最優先とする。
- (ウ) 普通教室については、災害対策上やむを得ない場合に限るものとし、交代制で授業ができるよう最小限の教室を確保する。
- (エ) 特別教室・職員室・校長室等については、個人情報や化学薬品、コンピュータ等の機器、その他特殊な機材等のある部屋もあるので、各教室について個別に検討する。

### ● 避難所における感染防止対策

避難所内において、下記の各種感染防止対策を実施できるよう、事前に市町村防災担当部局や地域住民等関係者・団体と協議しておく必要がある。

- (ア) 避難者の健康状態の確認
- (イ) 手洗い等の適切な感染防止対策の徹底
- (ウ) 避難所の衛生環境の確保
- (エ) 十分な換気の実施、スペースの確保等
- (オ) 発熱、咳等の症状が出た者のための専用スペースの確保

### ● 校内災害対策本部設置場所の確保

災害の発生に伴い、災害情報の収集・伝達、児童生徒等の安全確保、避難所運営等の中核となる、校内災害対策本部を設置する場所を確保する必要がある。

次のことを考慮すると、本部を設置する場所として、事務室、会議室等を確保することが適当と考えられる。

- (ア) 通信手段の確保がしやすいこと。
- (イ) 校内への非常・一斉放送ができること。
- (ウ) 打合せができること。

### ● 情報通信の手段

避難所となった学校では、正確な情報の収集・提供が必要であり、安否情報確認、災害情報確認、教育活動の再開に向けた調整など外部との連絡も必要となるため校内放送の整備、伝達手段の確認をしておく必要がある。使用不能も考えられるため、代替手段(拡声器、メガホン等)を用意する。

### ● 電気・ガス・水道

使用不能に備え、代替手段(発電機・照明器具・カセットコンロ・LP ガス・備蓄している飲料水・プールの水など)を用意しておく。ガス漏れしている場合は、危険なので施設は使用しない。

### ● トイレの設置場所

学校のトイレはほとんどが水洗式であり、断水した場合は使用不可能となるので、あらかじめ次のことを策定しておく必要がある。

- (ア) 簡易トイレの設置可能場所を定めておく。(避難者の利用やくみとり等を考慮し、収容可能人数に対応させておくこと。)

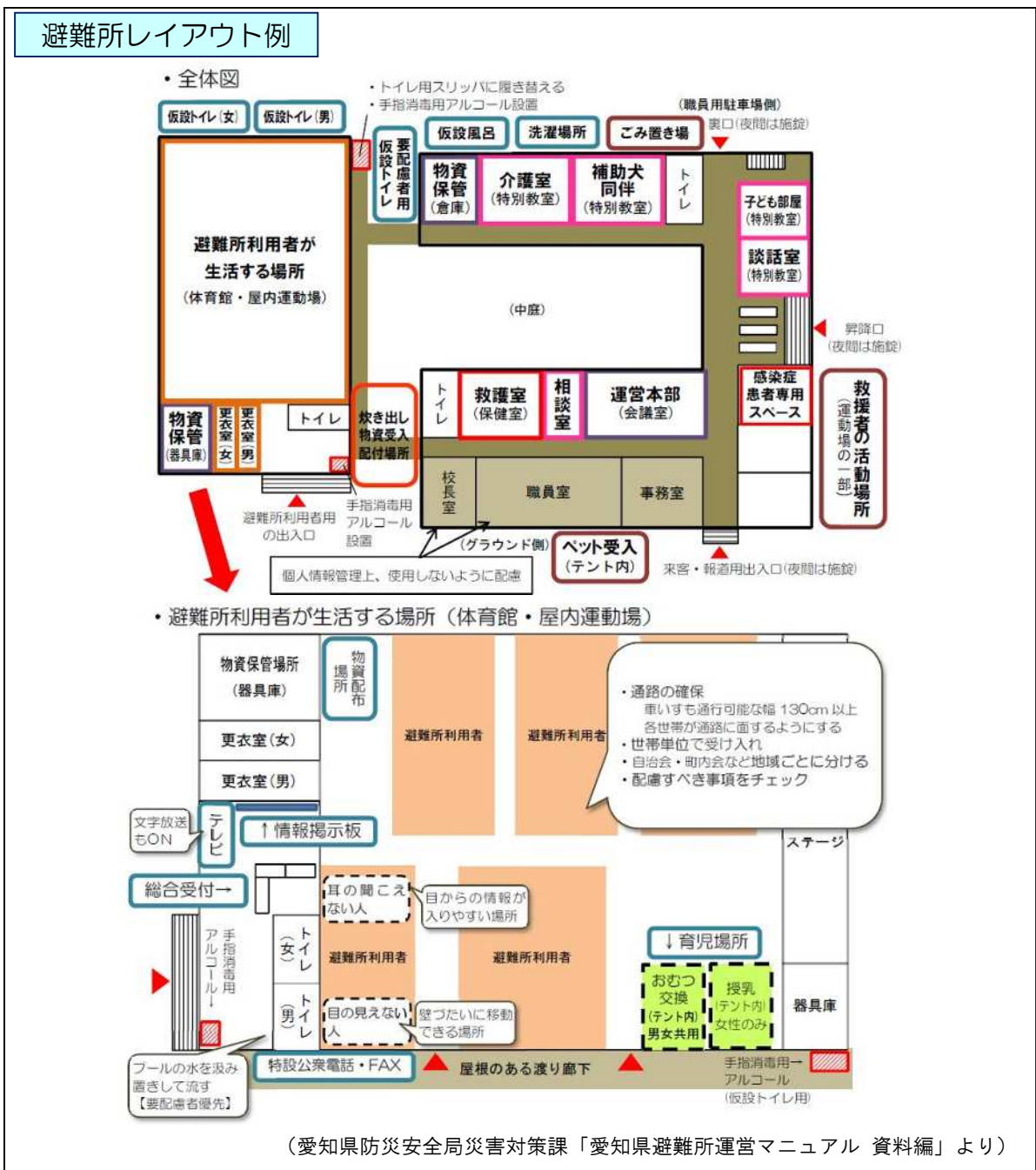
(イ) 簡易トイレがない場合の応急措置として、グラウンド等への応急トイレ(穴を掘る・単独処理槽のマンホール)の設置可能場所を定めておく。

● **ゴミ集積所の設置場所**

ゴミは、業者等に回収してもらえるまでの間、衛生上問題が発生しないようにしておく必要があるため、ゴミを分別して回収でき、雨などが当たらずに風通しのよい場所を、ゴミの集積所として定めておく。

● **応援物資集積所の設置場所**

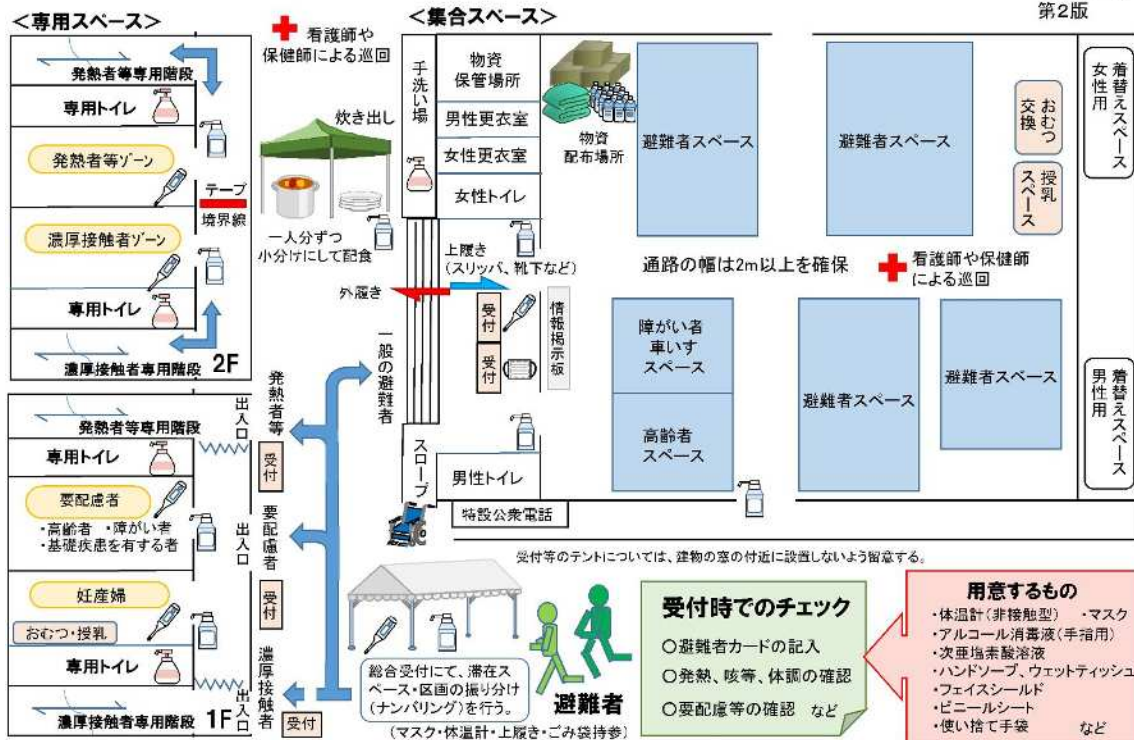
応援物資は24時間体制で送られてくるので、搬入・仕分け・保管・配布等の便を考慮して、応援物資の集積所を定めておく。





## 避難所レイアウト例（感染症対応時）

R2. 6. 10  
第2版



※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

（愛知県防災安全局災害対策課「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」より）

## 市町村との連絡体制

避難者への対応は、本来、市町村の防災担当部局においてなされる業務であるが、阪神・淡路大震災や東日本大震災においては、市町村の担当部局の職員のみでは人数が不足することや、現に目の前に避難者を見ながら放っておくことができないことから、教職員がその対応をしなければならない状況となった。このようなことから、学校が避難所となった場合の対応について、あらかじめ市町村と連絡調整を行い、体制を整備しておくことが必要である。

### ● 避難所としての指定

市町村はあらかじめ避難所を指定することとしているが、避難所として指定しようとするとき、市町村はその施設の管理者と使用方法等について事前に協議することとし、避難所に指定された施設の管理者は市町村と緊密な連絡をとることとなっている。避難所として指定を受ける場合等には、次の点に留意する。

- 市町村から避難所の指定の依頼があった場合には、積極的に協力する。

〔平成7年6月22日付け7教総第225号・7教管第300号教育長通知〕

- 避難所の指定を受ける場合は、文書で行う。
- 避難所としての対応については、連絡先を含めた簡単なマニュアルを作成してもらい、初動体制の徹底を図る。
- 避難所の指定を受けた学校にあっては、少なくとも年1回は市町村との打合せを行い、連絡を密にしておく。

- 備蓄倉庫等の設置については、積極的に市町村に協力する。
- 学校に教職員がいない時間に災害が発生した場合にも、避難所を速やかに開設できるよう、あらかじめ施設の開設方法等について市町村と協議しておき、必要があれば、鍵を市町村へ貸与しておく。

### ● 避難所に指定されていない学校

災害時には避難所に指定されていない学校にあっても避難者が殺到することが予想されるので、あらかじめ市町村から避難所としての対応マニュアルを入手しておくこと等の準備をしておくことが必要である。

### ● 市町村との通信手段の確保

通常、電話・FAX・インターネット等により通信を確保しているが、これらの回線が不通となった場合の対応手段を整備しておく必要がある。各市町村により、県立学校と市区町村役場との位置関係は様々なので、同一市町村内(名古屋市内の学校にあつては同一区内)の各学校と市区町村役場との間で、連絡体制の整備を図る必要がある。

(ア) 市町村から防災無線の設置についての依頼があつた場合には、積極的に協力する。

(平成9年4月4日付け9教管第165号教育長通知)

(イ) アマチュア無線、FM 無線、トランシーバー等の活用

(ウ) 小中学校を含めた自転車や徒歩での連絡網の整備

#### 【参 考】

「愛知県避難所運営マニュアル」

「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」愛知県防災安全局  
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/saigaitaisaku/0000013288.html>

「県立学校における避難所運営マニュアル」愛知県教育委員会

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kyoiku-somu/0000031363.html>

「災害に強い学校施設の在り方について ～津波対策及び避難所としての防災機能の強化～」の取りまとめについて 文部科学省施設企画課

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shisetu/013/toushin/1344800.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/013/toushin/1344800.htm)

## ◆ HUG とは

HUGとは、避難所運営を考えるためのアプローチとして、避難所で起こる様々な出来事にどう対応していくかを模擬体験するゲームで、静岡県が開発したものである。

H (hinanzyo 避難所)、U (unei 運営)、G (game ゲーム)の頭文字を取ったもので、英語で「抱きしめる」を意味する。避難者を優しく受け入れる避難所のイメージと重ね合わせて名付けられたものである。

## ◆ 事前に準備するもの

- ①会議机(120～135cm×150～180cm程度)、いす、掲示板(ホワイトボード)
- ②HUGパッケージ、各用紙セット(取扱説明書に付属、コピーして使用)
- ③多色油性ペン、筆記用具、メモ用紙(付箋)、白紙、セロハンテープ
- ④パソコン、プロジェクター、マイク、延長コード、デジタルカメラ

## ◆ HUG の進め方

- 【導入】
- ①HUGについて解説、グループ作成(1グループ7人以下)
  - ②進行手順の説明
  - ③アイスブレイキング(自己紹介)
  - ④読み上げ係の選出

- 【展開】
- ①ゲーム開始と作戦会議(避難所設営)
    - ・避難者カードの1番から15番まで1世帯単位で読み上げ、プレイヤーは、体育館にどのように配置するか相談し、(通路や地区名を敷地図・体育館・教室・間取り図の用紙に書き込むことも自由)、避難者カードを配置していく。
  - ②ゲーム本番(避難所運営)
    - ・16番以降、読み上げ係は次々とカードを読み上げ、プレイヤーが対応していく。
    - ・プレイヤーが前のカードを配置し終わる前に次のカードを読み上げることで、災害時の臨場感を出す。

- 【まとめ
- ①意見交換
    - ・発表
      - ・用意したメモ用紙(付箋)に各自の感想や他のグループに質問したい事項を書き、グループ内で発表する。
      - ※話し合いで出た意見は、付箋(カード)に書いて模造紙に貼り付けるなどの工夫が考えられる。
  - ②班ごとに発表
    - ・①で出た意見の中から他のグループに聞いてみたいことを1つ選んで発表してもらい、その質問に対して他のグループに意見を求める。この質問を何回か繰り返し行う。



参考：静岡県地震防災センターHP

<http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/e-quakes/manabu/hinanjyo-hug/about.html>

## (2)調査・検証・報告・再発防止

事故等発生直後の対応終了後、被害に遭った児童生徒等（以下「被害児童生徒等」）の保護者への対応、教育委員会等学校の設置者への報告、保護者説明会や記者会見を含む情報の公表等多くの対応が求められる。その中で、事故等の原因と考えられることを広く集め、今後の事故防止に生かすために調査・検証を行い、調査結果を再発防止に役立てる。

### ①情報の整理と保護者への説明、対応

事故発生直後の、事故等の発生した経緯情報を整理し、保護者へ丁寧に今後の方針を含めた説明が必要である。

- 事故等の発生状況や経過、負傷者等の状況、緊急に実施した措置などを記録・整理しておく。
- できる限り迅速かつ確実に事実確認を行い、学校側が知り得た事実は、被害児童生徒等の保護者に対し正確に伝える等、責任のある対応を行う。このとき、対応に当たる責任者を決め、誠意ある対処に努める。
- 保護者間に臆測に基づく誤った情報が広がることを防ぐために、被害児童生徒等以外の保護者に対しても、事故・事件の深刻さ等を勘案し、状況に応じて、保護者説明会の開催などを通して、必要な情報共有を行う。
- 報道機関等へは、情報を整理し適宜提供する。その際、情報の混乱を避けるため、窓口を一本化する。（例えば教頭・主幹教諭等）。

### ②学校設置者への報告、調査・検証の実施、再発防止

調査には、事実関係を整理する「基本調査」と得られた情報に基づき、事故等に至る過程や原因の分析を行う「詳細調査」がある。

重篤な事故（死亡事故及び治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う場合等）について、事故直後には事故の概要を確認し事故発生速報にて第一報を入れ、基本調査等をもとに事故発生状況報告書にて、学校の設置者に報告する。

#### 《基本調査》

事案発生後、速やかに着手する調査であり、事故等に至る事実確認を整理することを目的として実施するもので、基本的に学校が実施し、被害児童生徒等の保護者への説明は、調査着手からできるだけ1週間以内を目安に実施する。

- 調査開始から3日以内をめどに関係するすべての教職員に記録用紙を配付して事故等に関する事実を記録するなど、可能な限り事実を集める。
- 事故現場に居合わせた児童生徒等に対しては、心のケアと事実関係の確認の両立を図る。聞き取り等に際しては、スクールカウンセラー等の専門家の支援を受けて判断し、必ず複数の教職員で対応する。
- 整理した情報を学校の設置者に報告する。

### 《詳細調査への移行の判断》

詳細調査は、基本調査の内容を踏まえ、**事故等発生の原因の解明と再発防止策**を検討するために実施する。

- 学校の設置者が、被害児童生徒等の保護者の意向にも十分配慮しつつ詳細調査への移行を判断する。
- 次の場合には詳細調査を実施する。
  - ア) 教育活動自体に事故の要因があると考えられる場合
  - イ) 被害児童生徒等の保護者の要望がある場合
  - ウ) 学校の設置者が必要と判断した場合

### 《詳細調査》

- 学校の設置者が、中立的な立場の外部専門家等からなる調査委員会を設置して実施。
  - ※ プライバシー保護の観点から、委員会は非公開とすることができる。  
(公開／非公開の範囲は、プライバシー保護及び保護者の意向に十分配慮の上で、個別事例ごとに関係者を含めて十分協議)
- 詳細調査の計画・実施
  - ア) 基本調査の確認
  - イ) 学校以外の関係機関への聴き取り
  - ウ) 状況に応じ、事故発生場所等の実地調査
  - エ) 被害児童生徒等の保護者からの聴き取り
- 調査委員会又は学校の設置者は、調査結果を被害児童生徒等の保護者に説明する。(調査の経緯についても適切に報告)
- 事故に至る過程や原因の調査と再発防止・学校事故予防への提言をする。
- 市町村立学校(名古屋市立学校を除く)の設置者は、県教育委員会にも報告書を提出する。

### 《調査結果の公表・再発防止策》

- 報告書の公表：調査の実施主体が報告書を公表する。
- 調査の目標・目的に照らし、今後の学校事故予防・再発防止に調査結果を役立てる。
- 学校、学校の設置者等は、報告書の提言を受け、速やかに具体的な措置を講ずるとともに、講じた措置及びその実施状況について、適時適切に点検・評価を実施する。

## 「学校事故対応に関する指針」に基づく取組の流れ

### 未然防止のための取組

- 教職員研修の充実、各種マニュアルの策定・見直し
- 安全教育の充実、安全管理の徹底
- 事故事例の共有（情報の集約・周知）
- 緊急対応に関する体制整備

事故発生

### 事故発生直後の対応

- 応急手当の実施
- 被害児童生徒等の保護者への連絡

### 初期対応時の対応

- 死亡事故及び治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う場合等、重篤な事故については、学校の設置者等に事故報告
- 死亡事故については、都道府県教育委員会等を通じて国に報告
- 学校による基本調査（教職員、児童生徒等への聴き取り等、調査開始から3日以内を目途に終了し、整理した情報を学校の設置者に報告）

学校の設置者による詳細調査への移行の判断

### 詳細調査の実施

- 学校の設置者等が、中立的な立場の外部専門家等からなる調査委員会を設置して実施
- 調査委員会又は学校の設置者は調査結果を被害児童生徒等の保護者に説明（調査の経過についても適宜適切に報告）
- 調査結果を学校の設置者等に報告、報告を受けた調査結果については、都道府県教育委員会等を通じて国に提出

### 再発防止策の策定・実施

- 学校、学校の設置者等は報告書の提言を受け、速やかに具体的な措置を講ずるとともに、講じた措置及び実施状況について、適時適切に点検・評価
- 国は、提出された報告書を基に情報を蓄積、教訓とすべき点を整理した上で、全国の学校の設置者等に周知

※必要に応じて、保護者と学校双方にコミュニケーションをとることができるコーディネーターを配置

## 6. 安全管理の評価

安全管理は、現在有効に機能しているように見えても、安全上の新たな問題の発生や状況の変化等により、十分でない場合もあることから、安全管理に関する評価が必要となる。

安全管理の評価の意義は、実態を把握することにより、安全管理の対象、観点・方法が、ねらいに合致しているか否かを検討し、より有効な安全管理のための改善策を明らかにすることにある。

### (1) 評価の方法

#### ○評価者

校内の安全担当者  
全教職員  
児童生徒等  
保護者  
地域の関係者

#### ○具体的な取組検討時の参考情報

計画や実施要領、各種マニュアルの内容、有効性等に関する関係者や担当者からの意見

計画や実施要領、各種マニュアルの内容の実施状況

安全点検等の記録結果やそれらの収集結果

児童生徒等の行動等の実態や規則などの遵守状況

事件・事故災害の発生状況

### (2) 評価の観点例

■ 学校環境の安全管理評価の観点	
評価の観点	評価の内容
安全管理計画	<ul style="list-style-type: none"><li>学校環境の安全管理に関する計画は適切であったか。</li><li>安全管理に関する実施要領、マニュアル等は適切に機能するように作成されていたか。</li><li>計画が実行され、明確に記録されているか。</li></ul>
安全点検	<ul style="list-style-type: none"><li>点検項目は適切であったか。</li><li>点検は計画的に実施され、必要な改善措置がなされたか。</li><li>全教職員の共通理解のもとに実施されたか。</li></ul>
事件・事故災害情報管理	<ul style="list-style-type: none"><li>事件・事故災害の情報収集、連絡体制は整えられていたか。</li></ul>

### ■ 学校生活の安全管理評価の観点

評価の観点	評価の内容
児童生徒等	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒等の安全に関わる行動の実態や事故発生状況が把握され、安全管理や安全に関する指導に役立てられているか。</li> <li>様々な教育活動の内容や方法で安全確保のきまりや約束を児童生徒等が理解し、守り、安全に活動しているか。</li> </ul>
教職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>教科等における安全のきまりや約束等が明確にされ、教職員が安全に留意して授業を行っているか。</li> <li>児童生徒等と日常的なかかわり、安全に関連する指導、環境整備、相談活動体制の整備を適切に行っているか。</li> </ul>
安全管理と安全に関する指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校生活の安全管理が安全に関する指導と関連付けられているか。</li> </ul>

### ■ 不審者侵入防止に関する安全管理評価の観点

評価の観点	評価の内容
施設・設備の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設・設備の防犯対策は十分に行われたか。</li> <li>防犯システムの点検は計画的に実施されたか。</li> <li>学校施設の開放等はPTA等の協力により、必要な対策がとられたか。</li> </ul>
不審者対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常の安全確保のための対策はとられていたか。</li> <li>関係諸機関との連携は十分とられていたか。</li> </ul>

### ■ 登下校の安全管理評価の観点

評価の観点	評価の内容
通学路設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>通学路の設定と安全確保のための点検・整備はできているか。</li> <li>交通手段の違いによる安全確保はできているか。</li> </ul>
通学方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用される交通機関及び地域事情に応じた安全確保はできているか。</li> <li>犯罪被害防止のための安全確保はできているか。</li> </ul>
関係諸機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域ぐるみで見守り体制はできているか。</li> </ul>

### ■ 事件・事故災害発生時の危機管理評価の観点

評価の観点	評価の内容
発生時の対応と研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>危険等発生時対応要領(危機管理マニュアル)が作成され、訓練等の実施等により、見直しが図られているか。</li> <li>全教職員が応急手当の手順や技術を習得できるように配慮や研修が行われているか。</li> </ul>
救急及び連絡体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>校内での救急・緊急連絡体制はできているか。</li> <li>校外での学習等における救急・緊急連絡体制はできているか。</li> </ul>
発生時の安全措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>火災、地震、津波、火山活動、風水(雪)害等の発生に備えた被害防止対策は適切に立てられているか。</li> <li>火災、地震、津波、火山活動、風水(雪)害等の発生に備えて、災害発生時の安全措置や教職員の役割が明確にされているか。</li> </ul>